第3期中期目標・中期計画(案)の新旧対照表



独立行政法人福祉医療機構

Welfare And Medical Service Agency

第2期(平成20年4月 ~ 平成25年3月) 第3期(平成25年4月 ~ 平成30年3月)	
独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政 独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と 独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政 独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と 策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付そ 連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民 策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付そ 連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民	
策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付そは連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民は策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付そは連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民は	
合的に実施することにより、わが国の福祉の き適切な業務運営に努めることとする。	
増進並びに医療の普及及び向上に貢献するこ 独立行政法人通則法(平成11年法律第1 増進並びに医療の普及及び向上に貢献するこ 独立行政法人通則法(平成11年法律第1	
 とが期待されている。	
ー 独立行政法人通則法(平成11年法律第1 <u>成20年2月29日</u> 付けをもって厚生労働大 独立行政法人通則法(平成11年法律第1 <u>成●年●月●日</u> 付けをもって厚生労働大臣か	
□ ○ 3号)第29条第1項の規定に基づき、独 □ 臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機 □ ○ 3号)第29条第1項の規定に基づき、独 □ ら指示のあった独立行政法人福祉医療機構中 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
 立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運 構中期目標を達成するため、同法第30条の 立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運 期目標を達成するため、同法第30条の規定	
営に関する目標を次のように定める。 規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福 営に関する目標を次のように定める。 に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医	
祉医療機構中期計画を作成する。	
平成20年2月29日 平成20年2月29日 平成●年●月●日 平成●年●月●日	
<u>平成20年2月29日</u> <u>平成20年2月29日 </u>	
<u>舛 添 要 一</u> 理事長 <u>山 口 剛 彦</u> <u>田 村 憲 久</u> 理事長 <u>長野 洋</u>	
第1 中期目標の期間 第1 中期目標の期間	
独立行政法人通則法(以下「通則法」とい	
う。)第29条第2項第1号の中期目標の期	
間は、平成 <u>20</u> 年4月から平成 <u>25</u> 年3月ま 間は、平成 <u>25</u> 年4月から平成 <u>30</u> 年3月ま	
での5年とする。	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目 第2 法人全体の業務運営の改善に関する事 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目	
現 一次人主体の未効度者の収音に関する事 第1 次人主体の未効度者の収音に関する事 第1 次人主体の未効度者の収音に関する目 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
強之性成するためにこるべき指置	医療機構の主要 しんしん
実施方法の更なる改善を図り、機構に期待さ 効性を持って果たしていくために、第二期中 実施方法の更なる改善を図り、機構に期待さ 効性を持って果たしていくために、第三期中 な事務及び事業の改廃に	
大地方法の支援を改善を図り、機構に対抗と 効性を持りて来たりていてために、 <u>第二級</u>	
「いるは公路とおとの手は、	
このできなり、独自自体の対象には、	
たる共通の取組を実施することとする。	
支援する専門店として、次のような機構の事 を図るものとする。その『	
する。 関する研究会」が平成 2	
した報告書(「独立行政	
部統制と評価について」	
策評価・独立行政法人評・	
立行政法人等の業務実績	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
				の結果等の意見として各府省独立行政
				法人評価委員会等に通知した事項を参
				考にするものとする。
 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	
国の政策や福祉医療に係る事業経営環境	(1)国の政策や福祉医療に係る事業経営環	国の政策や福祉医療に係る事業経営環境	(1)国の政策や福祉医療に係る事業経営環	
が変化する中で福祉医療に係る事業の健全	境が変化する中で福祉医療に係る事業の	が変化する中で福祉医療に係る事業の健全	境が変化する中で福祉医療に係る事業の	
な発展を総合的に支援するため、組織編成、	健全な発展を総合的に支援するため、組	な発展を総合的に支援するため、組織編成	健全な発展を総合的に支援するため、組	
- - 人 <u>員配置</u> 等の業務運営体制を継続的に見直	 織編成 <u>、人員配置、人事評価制度、職員</u>	等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	織編成等の業務運営体制について、継続	
すこと。	研修等の業務運営体制について、継続的		的に見直しを行う。	
	に見直しを行う。			
	(2)国の政策や福祉医療に係る事業経営環		(2)国の政策や福祉医療に係る事業経営環	
	境の変化等に迅速的確に対応するため、		境の変化等に迅速的確に対応するため、	
	トップマネジメントを補佐する経営企画		トップマネジメントを補佐する経営企画	
	会議等の効率的かつ効果的な運営を図		会議等の効率的かつ効果的な運営を図し	
	ි		ි	
	(3)多岐にわたる事業を実施している機構		(3)多岐にわたる事業を実施している機構	
	の特長や専門性を活かしつつ、業務間の		の特長や専門性を活かしつつ、業務間の	
	連携を強化することにより、業務の効率		連携を強化することにより、業務の効率	
	的な運営を図る。		的な運営を図る。	
2 業務管理(リスク管理)の充実	 2 業務管理(リスク管理)の充実	2 業務管理(リスク管理)の充実	2 業務管理(リスク管理)の充実	
対率的かつ効果的な業務運営を行う <u>た</u>		対率的かつ効果的な業務運営を行うとと		◎ 『見直し案』
め、業務の実態に応じた業務管理手法の確		もに、業務の健全性及び適切性を確保する		第2 業務全般に関する見直し
立・定着を図るとともに、法人運営に伴い		ため、監査機能及びリスク管理機能等を強	るため、監査機能及びリスク管理機能等	1 内部統制については、更に充実・強化
発生する業務上のリスク、財務上のリスク		化するなど、ガバナンスの更なる高度化を	を強化し、顧客保護等管理態勢や信用リ	を図るものとする。その際、総務省の「独
等を把握し、適切な予防措置を講じるなど		図ること。	<u>スク管理態勢等の充実を図り、ガバナン</u>	立行政法人における内部統制と評価に
<u>リスク管理の充実</u> を図ること。			スの更なる高度化やALM(資産負債管	関する研究会」が平成 22 年3月に公表
			理)システムの活用等により金利リスク	した報告書(「独立行政法人における内
			を管理することで、機構が被るリスクの	部統制と評価について」)及び総務省政
			抑制に努める。	策評価・独立行政法人評価委員会から独
		<u>なお、内部統制については、更に充実・</u>	なお、内部統制については、更に充実・	立行政法人等の業務実績に関する評価
		強化を図るものとし、その際、総務省の「独	強化を図るものとし、その際、総務省の	の結果等の意見として各府省独立行政
		立行政法人における内部統制と評価に関す	「独立行政法人における内部統制と評価	法人評価委員会等に通知した事項を参
		る研究会」が平成22年3月に公表した報	に関する研究会」が平成22年3月に公	考にするものとする。
		告書(「独立行政法人における内部統制と	表した報告書(「独立行政法人における	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3日)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
		評価について」)及び総務省政策評価・独	内部統制と評価について」)及び総務省	
		立行政法人評価委員会から独立行政法人等	政策評価・独立行政法人評価委員会から	
		の業務実績に関する評価の結果等の意見と	独立行政法人等の業務実績に関する評価	
		して各府省独立行政法人評価委員会等に通	の結果等の意見として各府省独立行政法	
		知した事項を参考にするものとすること。	人評価委員会等に通知した事項を参考に	
		また、政府の方針を踏まえ、適切な情報	<u>するものとする。</u>	
		セキュリティ対策を推進すること。	<u>また、政府の方針を踏まえ、適切な情</u>	
			報セキュリティ対策を推進する。	
	<u>(1)</u> 内部監査、顧客満足度調査、各種デー		(2)内部監査、顧客満足度調査、各種デー	
	タ分析などに基づく是正・予防処置活動		タ分析などに基づく是正・予防処置活動	
	により、業務改善の推進及び事務リスク		により、業務改善の推進及び事務リスク	
	の抑制を図る。		の抑制を図る。	
	また、職員の業務改革等に向けた取組		また、職員の業務改革等に向けた取組	
	を奨励し、業務改善活動の活性化を図る		を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、	
	とともに、業務管理手法の改善等を進め		効率的かつ効果的な業務運営を行う。	
	業務管理の充実を図る。			
	(2)福祉貸付事業及び医療貸付事業におい		第1-2-(1) へ統合	
	<u>ては、ALM(資産負債管理)システム</u>			
	<u>などを活用して、金利リスクなどの抑制</u>			
	<u>に努める。</u>			
	(3)個人情報の保護に関する法律に基づき		第1-2-(1) へ統合	
	個人情報保護を徹底するとともに、情報			
	<u>セキュリティー対策の充実を図る。</u>			
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成	弟3 業務連宮の効率化に関する事項 	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成	
Sult to o o o o to o o o o o o o o o o o o o o o o o o o	するためにとるべき措置		するためにとるべき措置	
通則法第29条第2項第2号の業務運営	独立行政法人通則法(以下「通則法」と	通則法第29条第2項第2号の業務運営	独立行政法人通則法(以下「通則法」と	
の効率化に関する事項は、次のとおりとす	いう。)第30条第2項第1号の業務運営	の効率化に関する事項は、次のとおりとす		
る。	の効率化に関する事項は、次のとおりとす	ි තිං	の効率化に関する事項は、次のとおりとす	
	న .		న్.	
 1 業務・システムの効率化と情報化の推進	│ │1 業務・システムの効率化と情報化の推進	 1 業務・システムの効率化と情報化の推進	 1 業務・システムの効率化と情報化の推進	
(1) 平成19年度に策定した以下の事業等	1 果務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等	1 果務・システムの効率化と情報化の推進 (1)業務・システム最適化計画を着実に実		
に係る業務・システムの最適化計画に基	に係る業務・システムの最適化計画に基	(1) 素務・タステム販週刊計画 <u>を有美に美</u> 施し、経費の節減を図ること。	施し、経費の節減を図る。	
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	<u>に依る</u> 業務・タステムの最週化計画 <u>に基</u> <u>づき業務の見直し並びにシステム構成及</u>	<u>ルビン、</u> nt貝V別Mで区のCC。	<u> </u>	
<u>ノC未効の兄巨しΨUにン人ナム情风风</u>	<u> フC未物の兄旦し並しにン人ナム悔队区</u>			

第2期(平成20年4月	──	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
び調達方式の見直しを行うことにより、	び調達方式の見直しを行うことにより、			
システムコスト削減、システム調達にお				
ける透明性の確保及び業務運営の合理化	ける透明性の確保及び業務運営の合理化			
を行い、経費の節減 <u>及び随意契約の見直</u>	<u>を行い、</u> 経費の節減 <u>及び随意契約の見直</u>			
<u>し等</u> を図ること。	<u>し等を図る。</u>			
・ 福祉医療貸付事業	・ 福祉医療貸付事業			
・ 福祉保健医療情報サービス事業	・ 福祉保健医療情報サービス事業			
・ 退職手当共済事業	・ 退職手当共済事業			
・ 年金担保貸付事業	・ 年金担保貸付事業			
・ 承継年金住宅融資等債権管理回収	• 承継年金住宅融資等債権管理回収			
<u>業務</u>	<u>業務</u>			
(2)業務の実施を効率的かつ安定的に支援	(2)業務の実施を効率的かつ安定的に支援	(2)業務の実施を効率的かつ安定的に支援	(2)業務の実施を効率的かつ安定的に支援	
するため、システム等の継続的な改善に	するため、 <u>最適化対象外の他のシステム</u>	するため、システム等の継続的な改善に	するため、 <u>情報化推進計画を策定し、シ</u>	
努めること。	<u>についても</u> 継続的な改善 <u>を推進する。</u>	努めること。	<u>ステム等の</u> 継続的な改善を <u>図る。</u>	
(3)情報化の進展 <u>による諸環境の変化</u> に対	(3) 情報化統括責任者(СІО)及び情報	(3)情報化の進展に <u>機動的かつ的確に</u> 対応	(3)情報化の進展に機動的かつ的確に対応	
応 <u>できるように、情報管理担当部署の専</u>	化統括責任者(CIO)補佐官を中心に、	すること。	するため、情報管理担当部署の専門性の	
門性の向上を図るとともに、業務上必要	情報化推進体制の強化を図るとともに、		<u>向上を図る。</u>	
<u>となる職員のIT技能の習得を推進</u> する	情報システムの運用管理体制の向上を図			
こと。	<u>るため、機構の情報化推進を担う I T技</u>			
	術に精通した人材の育成を図る。			
	(4)各業務の特性に応じて、当該業務に必		(4)各業務の特性に応じて、当該業務に必	
	要なITに関する技能の習得を推進する		要なITに関する技能の習得を推進する	
	ため、職員に対する研修等を <u>計画的に</u> 実		ため、職員に対する研修等を実施する。	
	施する。			
2 経費の節減	2 経費の節減	2 経費の節減	2 経費の節減	
(1)業務方法の見直し及び事務の効率化を				
行い、経費の節減に努めること。	組織における資源を有効に活用するた	行い、経費の節減に努めること。	組織における資源を有効に活用するた	
	め、業務の外部委託(アウトソーシング)		め、毎年度、業務方法等を点検し、業務	
	を適切に活用する。		方法の改善等を行うことにより、事務の	
			効率化を推進 <u>し、経費の節減に努める。</u>	
(の) 初めについてけ 医別しょう 船舎				
(2)契約については、原則として一般競争				
入札等によるものとし、以下の取組によ	入札等によるものとし、以下の取組により、随意知物の遵正化を推進する	入札等によるものとし、以下の取組により、除意知物の漢で化を推進すること	入札等によるものとし、以下の取組により、除意知物の漢で化を推進する	
り、随意契約の適正化を推進すること。	り、随意契約の適正化を推進する。	り、随意契約の適正化を推進すること。	り、随意契約の適正化を推進する。	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標		見直し内容
① 「随意契約等見直し計画」に基づく	① 「随意契約等見直し計画」に基づく	① 「随意契約等見直し計画」に基づく	① 「随意契約等見直し計画」に基づく	
取組を着実に実施するとともに、その	取組を着実に実施するとともに、その	取組を着実に実施するとともに、その	取組を着実に実施するとともに、その	
取組状況を公表すること。	取組状況を公表する。	取組状況を公表すること。	取組状況を公表する。	
② 随意契約については、原則として一	② 随意契約については、原則として一	② 随意契約については、原則として一	② 随意契約については、原則として一	
般競争入札等に移行することとし、一	般競争入札等に移行することとし、一	般競争入札等に移行することとし、一	般競争入札等に移行することとし、一	
│ │ 般競争入札等であっても一者応札・応│	般競争入札等であっても一者応札・応	般競争入札等であっても一者応札・応	般競争入札等であっても一者応札・応	
- 募となった契約については、実質的な	募となった契約については、実質的な	募となった契約については、実質的な	募となった契約については、実質的な	
競争性が確保されるよう、公告方法、	競争性が確保されるよう、公告方法、	競争性が確保されるよう、公告方法、	競争性が確保されるよう、公告方法、	
入札参加条件、発注規模の見直し等の	入札参加条件、発注規模の見直し等の	入札参加条件、発注規模の見直し等の	入札参加条件、発注規模の見直し等の	
改善により、コストの削減や透明性の	改善により、コストの削減や透明性の	改善により、コストの削減や透明性の	改善により、コストの削減や透明性の	
確保を図ること。	確保を図る。	確保を図ること。	確保を図る。	
③ 監事及び会計監査人による監査にお	③ 監事及び会計監査人による監査にお	③ 監事及び会計監査人による監査にお	③ 監事及び会計監査人による監査にお	
いて、入札・契約の適正な実施につい	いて、入札・契約の適正な実施につい	いて、入札・契約の適正な実施につい	いて、入札・契約の適正な実施につい	
て徹底的なチェックを受けること。	て徹底的なチェックを受ける。	て徹底的なチェックを受けること。	て徹底的なチェックを受ける。	
④ 監事及び外部有識者によって構成す	④ 監事及び外部有識者によって構成す	④ 監事及び外部有識者によって構成す	④ 監事及び外部有識者によって構成す	
る「契約監視委員会」を設置し、契約	る「契約監視委員会」を設置し、契約	る「契約監視委員会」を設置し、契約	る「契約監視委員会」を設置し、契約	
についての改善状況をフォローアップ	についての改善状況をフォローアップ	についての改善状況をフォローアップ	についての改善状況をフォローアップ	
し、毎年公表すること。	し、毎年公表する。	し、毎年公表すること。	し、毎年公表する。	
	(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方		第2-2-(1)へ統合	
	法の改善等を行うことにより、事務の効			
	率化を推進 <u>する。</u>			
(3)一般管理費 <u>、人件費</u> 及び業務経費 <u>(退</u>		(3) <u>運営費交付金を充当する</u> 一般管理費及		
職手当金、社会福祉事業に関する調査研	職手当金、社会福祉事業に関する調査研	び業務経費 <u>(いずれも人件費を除く。)</u>	び業務経費 <u>(いずれも人件費を除く。)</u>	
究、知識の普及及び研修に係る経費、	究、知識の普及及び研修に係る経費、	については、より一層の業務運営の効率		2 毎年の運営費交付金額の算定につい
承継年金住宅融資等債権管理回収業務に	承継年金住宅融資等債権管理回収業務に	<u>化を推進し、</u> 中期目標期間の最終事業年	<u>化を推進し、</u> 中期目標期間の最終事業年	
係る金融機関及び債権回収会社への業務	係る金融機関及び債権回収会社への業務	度において、平成24年度と比べて一般	度において、平成24年度と比べて一般	
委託費及び抵当権移転登記経費並びに承	委託費及び抵当権移転登記経費並びに承	管理費は15%程度、業務経費は5%程	管理費は15%程度、業務経費は5%程	る。
継教育資金貸付けあっせん業務に係る経	継教育資金貸付けあっせん業務に係る経	度の額を節減すること。	度の額を節減する。	
費を除く。)については、効率的な利用	費を除く。)については、効率的な利用	(注)貸付金に係る振込及び口座振替手数	(注)貸付金に係る振込及び口座振替手数	
<u>に努め、</u> 中期目標期間の最終事業年度に	<u>に努め、</u> 中期目標期間の最終事業年度に	料、福祉医療経営指導事業に係る経	料、福祉医療経営指導事業に係る経	
おいて、平成19年度予算と比べて15.	おいて、平成19年度予算と比べて15.	費、社会福祉事業に関する調査研究、	費、社会福祉事業に関する調査研究、	
<u>5%</u> 程度の額を節減すること。	<u>5%</u> 程度の額を節減する。	知識の普及及び研修に係る経費、退職	知識の普及及び研修に係る経費、退職	
		手当共済事業に係る業務委託費及び	手当共済事業に係る業務委託費及び	
		退職手当給付金支給に係る振込手数	退職手当給付金支給に係る振込手数	
		料、システム関連経費、公租公課並び	料、システム関連経費、公租公課並び	
		に特殊要因経費を除く。	に特殊要因経費を除く。	

第2期(平成20年4月	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第3期(平成25年4月	7 - 7 - 7	見直し内容
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	
人件費については、「簡素で効率的な政	人件費については、 <u>「簡素で効率的な</u> 」	総人件費については、 <u>政府における</u>	<u>総</u> 人件費については、 <u>政府における</u>	
府を実現するための行政改革の推進に関	政府を実現するための行政改革の推進に	総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく	総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく	
する法律」(平成18年法律第47号)に	関する法律」(平成18年法律第47号)	見直すものとすること。	見直すものとする。_	
基づき、平成18年度以降の5年間で、平	に基づき、平成18年度以降の5年間で、			
成17年度を基準(ただし、平成18年度	平成17年度を基準(ただし、平成18			
に承継された年金住宅融資等債権管理回	年度に承継された年金住宅融資等債権管			
収業務及び教育資金貸付けあっせん業務	<u>理回収業務及び教育資金貸付けあっせん</u>			
に係る2勘定については、平成18年4月	業務に係る2勘定については、平成18			
1日に在職する人員及びこれを前提とし	年4月1日に在職する人員及びこれを前			
て支払われるべき人件費を基準)として	<u>提として支払われるべき人件費を基準)</u>			
<u>5%以上を削減すること。</u>	として5%以上を削減する。			
さらに、経済財政運営と構造改革に関す	さらに、経済財政運営と構造改革に関			
る基本方針2006(平成18年7月7日	する基本方針2006(平成18年7月			
閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を	7日閣議決定)に基づき、国家公務員の			
踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継	改革を踏まえ、人件費改革を平成23年			
続すること。	度まで継続する。			
<u>併せて、</u> 機構の給与水準について、以下	<u>併せて、</u> 機構の給与水準について、以	機構の給与水準について、以下のよう	機構の給与水準について、以下のよう	
のような観点からの検証を行い、その検証	下のような観点からの検証を行い、これ	な観点からの検証を行い、その検証結果	な観点からの検証を行い、これを維持す	
結果や取組状況については公表するもの	を維持する合理的な理由がない場合には	や取組状況については公表するものとす	る合理的な理由がない場合には必要な措	
とすること。	必要な措置を講ずることにより、給与水	ること。	置を講ずることにより、給与水準の適正	
	準の適正化に速やかに取り組むととも		化に速やかに取り組むとともに、その検	
	に、その検証結果や取組状況については		証結果や取組状況については公表するも	
	公表するものとする。		のとする。	
① 職員の在職地域や学歴構成等の要因	① 職員の在職地域や学歴構成等の要因	① 職員の在職地域や学歴構成等の要因	① 職員の在職地域や学歴構成等の要因	
を考慮してもなお国家公務員の給与水	を考慮してもなお国家公務員の給与水	を考慮してもなお国家公務員の給与水	を考慮してもなお国家公務員の給与水	
準を上回っていないか。	準を上回っていないか。	準を上回っていないか。	準を上回っていないか。	
② 職員に占める管理職割合が高いな	② 職員に占める管理職割合が高いな	② 職員に占める管理職割合が高いな	② 職員に占める管理職割合が高いな	
ど、給与水準が高い原因について、是	ど、給与水準が高い原因について、是	ど、給与水準が高い原因について、是	ど、給与水準が高い原因について、是	
正の余地はないか。	正の余地はないか。	正の余地はないか。	正の余地はないか。	
③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠	③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠	③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠	③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠	
損の存在、類似の業務を行っている民	損の存在、類似の業務を行っている民	損の存在、類似の業務を行っている民	損の存在、類似の業務を行っている民	
間事業者の給与水準等に照らし、現状	間事業者の給与水準等に照らし、現状	間事業者の給与水準等に照らし、現状	間事業者の給与水準等に照らし、現状	
の給与水準が適切かどうか十分な説明	の給与水準が適切かどうか十分な説明	の給与水準が適切かどうか十分な説明	の給与水準が適切かどうか十分な説明	
ができるか。	ができるか。	ができるか。	ができるか。	
④ その他、給与水準についての説明が	④ その他、給与水準についての説明が	④ その他、給与水準についての説明が	④ その他、給与水準についての説明が	
十分に国民の理解の得られるものとな	十分に国民の理解の得られるものとな	十分に国民の理解の得られるものとな	十分に国民の理解の得られるものとな	
っているか。	っているか。	っているか。	っているか。	

** O # 1		**************************************		
	F4月 ~ 平成25年3月) 中 期 計 画	第3期(平成25年4月		見直し内容
		中期目標	┃ 中期計画	
第4 業務の質の向上に関する事項	第3 業務の質の向上に関する目標を達成す	第4 業務の質の向上に関する事項	第3 業務の質の向上に関する目標を達成す	
通則法第29条第2項第3号の国民	に対 るためにとるべき措置	通則法第29条第2項第3号の国民に対	るためにとるべき措置	
して提供するサービスその他の業務の	9質の 通則法第30条第2項第2号の国民に対	して提供するサービスその他の業務の質の	通則法第30条第2項第2号の国民に対	
向上に関する事項は、次のとおりとす	る。 して提供するサービスその他の業務の質の	向上に関する事項は、次のとおりとする。	して提供するサービスその他の業務の質の	
	向上に関する事項は、次のとおりとする。		向上に関する事項は、次のとおりとする。	
1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)	1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)	1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)	1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)	
福祉貸付事業については、国の福祉	は政策 福祉貸付事業については、国の福祉政策	福祉貸付事業については、国の福祉政策	福祉貸付事業については、国の福祉政策	
に即して民間の社会福祉施設等の整備	に対 に即して民間の社会福祉施設等の整備に対	に即して民間の社会福祉施設等の整備に対	に即して民間の社会福祉施設等の整備に対	
し長期・固定・低利の資金を提供する	こと し長期・固定・低利の資金を提供すること	し長期・固定・低利の資金を提供すること	し長期・固定・低利の資金を提供すること	
等により、福祉、介護サービスを安定	色的か 等により、福祉、介護サービスを安定的か	等により、福祉、介護サービスを安定的か	等により、福祉、介護サービスを安定的か	
つ効率的に提供する基盤整備に資す	るた つ効率的に提供する基盤整備に資するた	つ効率的に提供する基盤整備に資するた	つ効率的に提供する基盤整備に資するた	
め、以下の点に特に留意してその適I	な実 め、以下の点に特に留意してその適正な実	め、以下の点に特に留意してその適正な実	め、以下の点に特に留意してその適正な実	
施に努めること。	施に努める。	施に努めること。	施に努める。	
 (1)国の福祉政策における政策目標を	 - 着実 (1)政策優先度に即して効果的かつ効率的	(1)国の福祉政策における政策目標を着実	(1)政策優先度に即して効果的かつ効率的	
に推進するため、毎年度、国と協議	のう な政策融資を行うため、毎年度、国と協	に推進するため、毎年度、国と協議のう	な政策融資を行うため、毎年度、国と協	
え、当該年度における融資の基本方	i針を 議のうえ、当該年度における融資の基本	え、当該年度における融資の基本方針を	議のうえ、当該年度における融資の基本	
定めた融資方針に基づき、政策優先	度に 方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸	定めた融資方針に基づき、政策優先度に	方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸	
即して効果的かつ効率的な政策融資	を実 付事業を実施する。	即して効果的かつ効率的な政策融資を実	付事業を実施する。	
施すること。		施すること。		
(2)政策融資の果たすべき役割を踏ま	え、 (2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、	◎ 「見直し案」
国の要請等に基づき、災害復旧、制	」度改 国の要請等に基づき、災害復旧、制度改	国の要請等に基づき、災害復旧、制度改	国の要請等に基づき、災害復旧、制度改	第1 事務及び事業の見直し
正、金融環境の変化に伴う経営悪化	に等の 正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の	正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の	正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の	1 福祉医療貸付事業
緊急時における資金需要に迅速かつ	機動 緊急時における資金需要に迅速かつ機動	緊急時における資金需要に迅速かつ機動	緊急時における資金需要に迅速かつ機動	福祉・医療分野については、今後、新た
的に対応する等、融資枠の確保、副	・資条 的に対応する等、融資枠の確保、融資条	的に対応する等、 <u>民業補完を徹底しつつ</u> 、	的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、	な成長が期待される分野と考えられるこ
件の改善等により、増大する利用者	fニー 件の改善等により、増大する利用者ニー	融資対象の重点化及び必要な融資枠の確	<u>融資対象の重点化及び必要な</u> 融資枠の確	とから、機構は当該分野に対する政策融資
ズへの対応を図ること。	ズへの対応を図る。	保、融資条件の改善等により、増大する	保、融資条件の改善等により、増大する	金融機関として大きな役割を担うことが
	特に、療養病床の再編を推進するため、			求められているところであり、次期中期目
	医療貸付事業と連携し、転換の受け皿と			標期間においては、こうした役割(使命)
	なる施設の優先的整備を進める。	祉施設等に対し、引き続き被災地支援に		を十分果たすべく融資対象の重点的な拡
		資するため復旧・復興資金等の優遇融資		大を行うとともに、民業補完を徹底し、融
		<u>を実施すること。</u>	<u>を実施する。</u> 	資対象の重点化を図るものとする。
				(3) 東日本大震災への対応
				次期中期目標期間においても引き続
				き、東日本大震災で被災した社会福祉施

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3)利用者サービスの向上を図るため、 <u>借入申込書類</u> の簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	(3)福祉・介護サービスを安定的かつ効率 的に提供する基盤整備を推進するため、 事業者の施設整備等に関する相談等を適 切に実施することにより、利用者サービ スの向上を図ること。	(3)利用者サービスの向上を図るため、 <u>手</u> 続きの簡素化を促進するとともに、福祉 施設の整備計画の早期段階から的確な融 資相談等に応じ、速やかに安定的な事業 実施ができるよう必要な見直しの提案、 助言等を行う。	
(4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。	(4)協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。	(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。 なお、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとすること。	(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。 また、併せ貸しの一層の普及を図るため、 ① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行う。 ② 併せ貸し(協調融資)制度について、併せ貸し(協調融資)金融機関数を受託金融機関数の95%以上(340機関)まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。	 ◎ 「見直し案」 第1 事務及び事業の見直し 1 福祉医療貸付事業 (1) 民間金融機関と協調した融資の推進 ① これまでの融資や経営診断を通過機関と信息を表したがある。 ② 借り手側にとするより、があるとする。 ② 借り手側にといるとするのとするがあるのとするのとするものとするの際、機構において、に資するものとする。その際、機構のが進んでいた。その際、機構のが進んでいた。 ※ はいていいにより、 ※ はいいにより、 ※ はいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいい
(5)審査業務及び資金交付業務について利 用者サービスの向上を図ること。	(5)審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。 また、資金交付業務については、請求	(5)審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	(5)審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内 <u>を維持する。</u> また、資金交付業務については、請求	◎ 「見直し案」第1 事務及び事業の見直し1 福祉医療貸付事業(4) 融資相談の強化次期中期目標期間においても引き続

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	日本し中央
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
	内容の不備が著しいもの等を除き、請求		内容の不備が著しいもの等を除き、請求	き、事業計画の早い段階から的確な融資
	後15営業日以内 <u>に行う。</u>		後の平均処理期間15営業日以内 <u>を維持</u>	相談等に応じ、速やかに安定的な事業が
			<u>する。</u>	図られるよう必要な見直しの提案、助言
				等を行うとともに、審査処理日数の維持
				を図るものとする。
2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	
医療貸付事業については、国の医療政策	医療貸付事業については、国の医療政策	医療貸付事業については、国の医療政策	医療貸付事業については、国の医療政策	
に即して民間の医療施設等の整備に対し長	に即して民間の医療施設等の整備に対し長	に即して民間の医療施設等の整備に対し長	に即して民間の医療施設等の整備に対し長	
期・固定・低利の資金を提供すること等に	期・固定・低利の資金を提供すること等に	期・固定・低利の資金を提供すること等に	期・固定・低利の資金を提供すること等に	
より、医療サービスを安定的かつ効率的に	より、医療サービスを安定的かつ効率的に	より、医療サービスを安定的かつ効率的に	より、医療サービスを安定的かつ効率的に	
提供する基盤整備に資するため、以下の点	提供する基盤整備に資するため、以下の点	提供する基盤整備に資するため、以下の点	提供する基盤整備に資するため、以下の点	
に特に留意してその適正な実施に努めるこ	に特に留意してその適正な実施に努める。	に特に留意してその適正な実施に努めるこ	に特に留意してその適正な実施に努める。	
と。		と。		
 (1)国の医療政策における政策目標を着実	 (1)政策優先度に即して効果的かつ効率的	 (1)国の医療政策における政策目標を着実	(1)政策優先度に即して効果的かつ効率的	
に推進するため、国と協議のうえ、中期	な政策融資を行うため、国と協議のうえ、	に推進するため、国と協議のうえ、融資	な政策融資を行うため、国と協議のうえ、	
目標期間中における融資の基本方針を定	中期目標期間中における融資の基本方針	の基本方針を定めたガイドラインに基づ	融資の基本方針を定めたガイドラインに	
めたガイドラインに基づき、政策優先度	を定めたガイドラインに基づき、医療貸	き、政策優先度に即して効果的かつ効率	基づき、医療貸付事業を実施する。	
に即して効果的かつ効率的な政策融資を	付事業を実施する。	的な政策融資を実施すること。	至りて、区際東日子木で入加りる。	
実施すること。	13 - 12 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13 -			
ただし、当該ガイドラインの施行に当	 ただし、当該ガイドラインの施行に当			
たっては、制度の円滑な移行のため十分	たっては、制度の円滑な移行のため十分			
な周知期間を設けること。	な周知期間を設け適切に対応する。			
<u> </u>	<u> </u>			
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、	◎ 「見直し案」
国の要請等に基づき、災害復旧、制度改	国の要請等に基づき、災害復旧、制度改	国の要請等に基づき、災害復旧、制度改	国の要請等に基づき、災害復旧、制度改	第1 事務及び事業の見直し
正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の	正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の	正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の	正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の	1 福祉医療貸付事業
緊急時における資金需要に迅速かつ機動	緊急時における資金需要に迅速かつ機動	緊急時における資金需要に迅速かつ機動	緊急時における資金需要に迅速かつ機動	福祉・医療分野については、今後、新た
的に対応する等、融資枠の確保、融資条	的に対応する等、融資枠の確保、融資条	的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、	的に対応する等、 <u>民業補完を徹底しつつ</u> 、	な成長が期待される分野と考えられるこ
件の改善等により、増大する利用者ニー	件の改善等により、増大する利用者ニー	<u>融資対象の重点化及び必要な</u> 融資枠の確	融資対象の重点化及び必要な融資枠の確	とから、機構は当該分野に対する政策融資
ズへの対応を図ること。	ズへの対応を図る。	保、融資条件の改善等により、増大する	保、融資条件の改善等により、増大する	金融機関として大きな役割を担うことが
	特に、療養病床の再編を推進するため、	利用者ニーズへの対応を図ること。	利用者ニーズへの対応を図る。	求められているところであり、次期中期目
	福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿と	特に、東日本大震災で被災した医療関	特に、東日本大震災で被災した医療関	標期間においては、こうした役割(使命)
	なる施設の優先的整備を進める。	係施設等に対し、引き続き被災地支援に	係施設等に対し、引き続き被災地支援に	を十分果たすべく融資対象の重点的な拡
		資するため復旧資金等の優遇措置を実施	資するため復旧資金等の優遇措置を実施	大を行うとともに、民業補完を徹底し、融
		<u>すること。</u>	<u>する。</u>	資対象の重点化を図るものとする。
				(3) 東日本大震災への対応

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画		中期計画	見直し内容
(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、 事業者の施設整備等に関する相談等を適 切に実施することにより、利用者サービ スの向上を図ること。	(3)利用者サービスの向上を図るため、 <u>借入申込書類</u> の簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	(3) <u>医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、</u> 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3) 利用者サービスの向上を図るため、 <u>手</u> 続きの簡素化を促進するとともに、医療 施設の整備計画の早期段階から的確な融 資相談等に応じ、速やかに安定的な事業 実施ができるよう必要な見直しの提案、 助言等を行う。	
◎【新規】	◎【新規】	(4)民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。	(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。	○ 「見直し案」 第1 事務及び事業の見直し 1 福祉医療貸付事業 (1) 民間金融機関と協調した融資の推進 ① これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するものとする。 ② 借り手側にとってメリットがあるとされる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。 (略)
(4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	(4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。また、資金交付業務については、請求	(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付業務については、請求	第1 事務及び事業の見直し 1 福祉医療貸付事業 (4) 融資相談の強化 次期中期目標期間においても引き続 き、事業計画の早い段階から的確な融資

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
	内容の不備が著しいもの等を除き、請求		内容の不備が著しいもの等を除き、請求	図られるよう必要な見直しの提案、助言
	後15営業日以内 <u>に行う。</u>		後の平均処理期間15営業日 <u>を維持す</u>	等を行うとともに、審査処理日数の維持
			<u> </u>	を図るものとする。
3 福祉医療貸付事業(債権管理)	3 福祉医療貸付事業(債権管理)	3 福祉医療貸付事業(債権管理)	3 福祉医療貸付事業(債権管理)	
◎【新規】	◎【新規】	福祉医療貸付事業における債権管理につ	福祉医療貸付事業における債権管理につ	
		いては、政策融資としての役割を踏まえ、	いては、政策融資としての役割を踏まえ、	
		地域における社会福祉施設等及び医療施設	地域における社会福祉施設等及び医療施設	
		等の維持及び存続を図ることを最優先と	等の維持及び存続を図ることを最優先と	
		し、貸付債権の適正な管理を行うとともに、	し、貸付債権の適正な管理を行うとともに、	
		<u>リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不</u>	リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不	
		良債権の処理を促進するため、以下の点に	良債権の処理を促進するため、以下の点に	
		特に留意してその適正な実施に努めるこ	特に留意してその適正な実施に努める。	
		<u>Ł.</u>		
(1)福祉医療貸付事業等の効率化	(1)福祉医療貸付事業等の効率化	╳【削除】		◎ 「見直し案」
① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資	① 融資対象の重点化及び融資率の引下		※ 融資の重点化については、福祉貸付事業	
の重点化及び融資率の引き下げを行い	<u>げを行い、福祉医療貸付事業の新規融</u>	では第4-1-(2)、医療貸付事業では 	では第3-1-(2)、医療貸付事業では 	1 福祉医療貸付事業
平成24年度予算における福祉医療貸	<u>資額の縮減に関する中期目標を達成す</u>	第4-2-(2)に統合。具体的数値目標	第3-2-(2)に統合。具体的数値目標	福祉・医療分野については、今後、新
付事業の新規融資額を平成17年度に	<u>る。</u>	については、病院の耐震化整備や東日本大	については、病院の耐震化整備や東日本大	たな成長が期待される分野と考えられ
おける同事業の新規融資額の実績と比		震災に対する復興支援など、政策金融機	震災に対する復興支援など、政策金融機	ることから、機構は当該分野に対する政
べて20%程度縮減し、併せて同事業		関としての本来の役割を果たす上で、支	関としての本来の役割を果たす上で、支	策融資金融機関として大きな役割を担
<u>における融資残高の縮減に努めるこ</u>		障を来す恐れがあることから削除。	障を来す恐れがあることから削除。	うことが求められているところであり、
<u>E.</u>				次期中期目標期間においては、こうした
				役割(使命)を十分果たすべく融資対象
				の重点的な拡大を行うとともに、民業補
				完を徹底し、融資対象の重点化を図るも
				のとする。
② 短沙医療貸付事業の会利について	② 福祉医療貸付事業の金利について、	V [₩II P⇔]	\/ Г жирф 1	
② 福祉医療貸付事業の金利について、			×【削除】 ※ 袋付全利の部席によるところが大き	
政策の変更、緊急措置等やむを得ない	事情により国が認めたものを除き、新	次 員刊並利の設定によることろが入る く、事業評価の項目から削除。	※ 負的並列の設定によることろが入る	
事情により国が認めたものを除き、現 中期目標期間中の新規契約分について	規契約分の利差益に関する中期目標を	- \、尹未叶屾の坂日かり問际。	、 学末計Ⅲの項目がり削除。	
利差益が確保されるよう努めること。	選成する。 選成する。			
でを辿り 唯床に行るの ノカのること。	<u>年内りる。</u>			
③ 政策融資としての役割を効果的に果	③ 政策融資としての機能を毎年占権	第4-1-(2)及び第4-2-(2)へ	第3-1-(2)及び筆3-2-(2)へ	
<u>し、併せて民業補完を推進するとの</u>	し、政策優先度に応じて、貸付対象等		統合	
観点から、政策融資としての機能を毎	を見直す等事業の効率化を進める。		الم مرا	
世末の フ、 以来削臭ししての版形です	さんにする事本の処学して低める。			

第2期(平成20年4月 中期 目標 年点検し、事業内容を不断に見直す等	中期計画	第3期(平成25年4月		
		中期目標	中期計画	見直し内容
事業の効率化を進めること。				
(2)リスク管理債権の適正な管理	(2)リスク管理債権の適正な管理	<u>(1)</u> 貸付債権の適正な管理	(1)貸付債権の適正な管理	
福祉医療貸付事業の貸付債権につい	① 福祉医療貸付事業の貸付 <u>に係る</u> 債権	福祉医療貸付事業の貸付債権につい	福祉医療貸付事業の貸付債権につい	◎ 見直し案
て、貸付先の業況の把握、福祉医療経	 について、継続的に貸付先の <u>経営情報</u>	て、継続的に貸付先の事業の状況や財務	て、継続的に貸付先の事業の状況や財務	第1 事務及び事業の見直し
営指導事業等との連携の強化による債	の収集と分析を行い、経営状況の的確	の状況等を把握するためのフォローアッ	の状況等を把握するためのフォローアッ	1 福祉医療貸付事業
権悪化の未然防止に取組むとともに、	を把握に努め、福祉医療経営指導事業 を把握に努め、福祉医療経営指導事業	プ調査を実施するとともに、債権区分別	プ調査を実施するとともに、債権区分別	(2) 融資事業におけるモニタリングの推
ー 債権区分別に適切な管理を行い、	ーーー 等との連携の強化による債権悪化の			進
	未然防止に取組むとともに、債権区			次期中期目標期間においても引き続
	分別に適切な管理を行う。			き、機構は、融資先の効率的な施設経営
	また、リスク管理債権を抑制する観			を図る観点から、経営基盤が脆弱とされ
	点から発生要因別分析等を行い貸付関			ている福祉・医療分野の事業者に対し
	<u> </u>			て、融資後の事業の状況や財務の状況等
				を把握するためのフォローアップ調査
				を実施するものとする。
◎【新規】	◎【新規】	(2)債権悪化の未然防止の取組	(2)債権悪化の未然防止の取組	
		の強化による債権悪化の未然防止に	の強化による債権悪化の未然防止に	
		取組むこと。	取組む。	
		② 金融機関としての健全性を確保する	② 金融機関としての健全性を確保する	
		観点から、リスク管理債権の発生要因	観点から、リスク管理債権の発生要因	
		等の分析を行い、分析結果を貸付関係	等の分析を行い、分析結果を貸付関係	
		部にフィードバックするなど、リスク	部にフィードバックするなど、リスク	
		管理債権に対する態勢の強化を図るこ	管理債権に対する態勢の強化を図る。	
		<u>Ł.</u>		
◎【新規】	◎【新規】	(3)経営が悪化した貸付先等への対応	(3)経営が悪化した貸付先等への対応	
		① 政策融資の果たすべき役割を踏ま	① 政策融資の果たすべき役割を踏ま	
		え、経営が悪化あるいは悪化が懸念さ	え、経営が悪化あるいは悪化が懸念さ	
		れる貸付先に対して、貸出条件緩和等	れる貸付先に対して、貸出条件緩和等	
		の措置を講ずることにより、地域にお	の措置を講ずることにより、地域にお	
		ける民間の社会福祉施設等及び医療施	ける民間の社会福祉施設等及び医療施	
		設等の経営を支援すること。	設等の経営を支援する。	
		② き損する可能性が高い債権の管理の	② き損する可能性が高い債権の管理の	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	│ ~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
		徹底を図るとともに、必要に応じて債	徹底を図るとともに、必要に応じて債	
		権保全措置を的確に実施すること。	権保全措置を的確に実施する。	
中期目標期間中における貸付残高に	② 中期目標期間中における貸付残高に	×【削除】	╳【削除】	
対するリスク管理債権の額の比率を第	対するリスク管理債権の額の比率を第	※ 財政基盤が脆弱な福祉医療施設に対し	※ 財政基盤が脆弱な福祉医療施設に対し	
1 期中期目標期間中の比率の平均を上回	1期中期目標期間中の比率の平均を上	て、政策優先度の高い事業や災害復旧に	て、政策優先度の高い事業や災害復旧に	
<u>らないように努めること。</u>	回らないように努める。	対する復興を積極的に支援するという政	対する復興を積極的に支援するという政	
		策金融の役割を果たすうえで支障となる	策金融の役割を果たすうえで支障となる	
		恐れがあることから、数値目標ではなく、	恐れがあることから、数値目標ではなく、	
		定性的な目標を定め、3の前文に記載。	定性的な目標を定め、3の前文に記載。	
4 福祉医療経営指導事業	4 福祉医療経営指導事業	4 福祉医療経営指導事業	4 福祉医療経営指導事業	
福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セ	福祉医療経営指導事業(集団経営指導	福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セ	福祉医療経営指導事業(集団経営指導	
ミナー)及び個別経営診断)については、	(セミナー)及び個別経営診断)につい	ミナー)及び個別経営診断)については、	(セミナー)及び個別経営診断)につい	
民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に	ては、民間の社会福祉施設、医療施設の	民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に	ては、民間の社会福祉施設、医療施設の	
対し、公的な立場から経営に関わる正確な	経営者に対し、公的な立場から経営に関	対し、公的な立場から経営に関わる正確な	経営者に対し、公的な立場から経営に関	
情報や有益な知識を提供し、あるいは経営	わる正確な情報や有益な知識を提供し、	情報や有益な知識を提供し、あるいは経営	わる正確な情報や有益な知識を提供し、	
状況を的確に診断することにより、福祉、	あるいは経営状況を的確に診断すること	状況を的確に診断することにより、福祉、	あるいは経営状況を的確に診断すること	
介護、医療サービスを安定的かつ効率的に	により、福祉、介護、医療サービスを安	介護、医療サービスを安定的かつ効率的に	により、福祉、介護、医療サービスを安	
提供できる施設の経営を支援するため、以	定的かつ効率的に提供できる施設の経営	提供できる施設の経営を支援するため、以	定的かつ効率的に提供できる施設の経営	
下の点に特に留意してその適正な実施に努	を支援するため、以下の点に特に留意し	下の点に特に留意してその適正な実施に努	を支援するため、以下の点に特に留意し	
めること。	てその適正な実施に努める。	めること。	てその適正な実施に努める。	
(1)集団経営指導(セミナー)については 、	(1)セミナー実施日の平均10週間前まで	 (1)集団経営指導(セミナー)については、	(1) <u>集団経営指導(セミナー)については、</u>	
施設の健全経営のために必要な情報を広	に開催内容の告知を行う等、受講希望者	施設の健全経営のために必要な情報を広		
に	の受講機会確保とPRに努め、中期目標		め、中期目標期間における1セミナーあ	
、地政に自己もに近所すること。	期間における延べ受講者数を12,60	、地政に自己もに近内すること。	たりの平均受講者数を180人以上とす	
	の人以上とする。		<u>たりの下海文冊日級と下のした</u>	
	<u>57.</u> 51090°		.	
	(2) 開設施設の経営改善手法について良質		 (2) セミナーについては、民間の社会福祉	 ◎ 見直し案
	で実践的な事例を提供するなどカリキュ		施設や医療関係施設の適切な経営を支援	
			するため、民間コンサルティング事業者	1 福祉医療貸付事業
				(1) 民間金融機関と協調した融資の推進
			機構の独自性を発揮できる施設整備や経	① これまでの融資や経営診断を通じ
	_		営管理に関する優良実践事例や政策動向	て得てきたノウハウ等を民間金融機
			の情報提供等を中心に内容の充実を図	関に積極的に提供するものとする。
			<u>り、</u> 受講者 <u>にとっての有用度を平均8</u>	
			0%以上とする。	2 福祉医療経営指導事業

第2期(平成20年4月 ~ 平成25年3月)		第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	日本し中央	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容	
			<u>また、機構が有する</u> 病院等の経営ノウ	次期中期目標期間においても引き続	
			ハウを民間 <u>金融機関等</u> に普及する <u>ため、</u>	き、重点化したセミナーを開催するとと	
			民間金融機関向けセミナー等を開催す	もに、共同セミナーやブロック会議にお	
			<u> </u>	いて情報提供等ノウハウの普及を図る	
				ものとする。	
ただし、「独立行政法人の事務・事業の見	(3) <u>「独立行政法人の事務・事業の見直し</u>	ただし、民間と競合 <u>しない企画立案を行い、</u>	第3-4-(2)へ統合		
直しの基本方針」(平成22年12月7日閣	の基本方針」(平成22年12月7日閣	施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強			
議決定。以下「見直しの基本方針」という。)	議決定。以下「見直しの基本方針」とい	化に資する情報等の提供に重点化すること。			
<u>に基づき、</u> 民間と競合 <u>する業務は廃止し、</u> 施	う。)に基づき、民間と競合する業務は	また、機構が有する病院等の経営指導のノ			
設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化	廃止し、施設整備の事業計画の立案及び	ウハウについては、民間金融機関等へ普及を			
に資する情報等の提供に重点化すること。	施設の機能強化に資する情報等の提供に	行うこと。			
	重点化する。				
(2)施設経営者等が施設の経営状況を的確	<u>(4)</u> 顧客ニーズに対応して、経営指標 <u>の策</u>	(2)施設経営者等が施設の経営状況を的確	(3)顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支	◎ 見直し案	
に把握し、健全な施設経営を行うことが	<u>定・</u> 診断手法 <u>の確立等の年次計画に基づ</u>	に把握し、健全な施設経営を行うことが	援するための情報の収集・分析・提供の	第1 事務及び事業の見直し	
できるように、診断メニュー <u>の多様化を</u>	き、法人全体を対象とした経営診断の創	できるように、 <u>顧客等のニーズを踏まえ</u>	充実強化に努め、 <u>新規の施設種別に係る</u>	1 福祉医療貸付事業	
図り、個別経営診断の普及に努めること。	<u>設、経営診断対象施設の追加</u> 等を段階的	施設経営を支援するための情報の収集・	経営指標や診断手法 <u>の策定</u> 等を段階的に	(2) 融資事業におけるモニタリングの推	
特に、実地調査を伴う個別経営診断の強	に実施する。	分析・提供の充実強化に努めるとともに、	実施する。	進	
<u>化を図り、</u> 経営が悪化あるいは悪化が懸		新規の施設種別に係る経営指標や診断メ		次期中期目標期間においても引き続	
念される施設に対する経営支援に努める		ニュー <u>を策定すること。</u> 特に、 <u>福祉医療</u>		き、機構は、融資先の効率的な施設経営	
こと。		貸付事業の債権管理業務と連携し、経営		を図る観点から、経営基盤が脆弱とされ	
		が悪化あるいは悪化が懸念される施設に		ている福祉・医療分野の事業者に対し	
		対する経営支援に努めること。		て、融資後の事業の状況や財務の状況等	
				を把握するためのフォローアップ調査	
	(5)個別経営診断については、中期目標期		(4)個別経営診断については、福祉医療貸	を実施するものとする。	
	間中に延べ1,400件以上の <u>診断を実</u>		付業務や債権管理業務と連携しつつ、経		
	施する。また、経営が悪化あるいは悪化		営が悪化あるいは悪化が懸念される施設		
	が懸念される施設に対し問題点の解決に		に対し問題点の解決に重点を置いた診し		
	重点を置いた診断・支援 <u>を図る経営改善</u>		断・支援の手法・内容の充実を図ること		
	支援事業に重点化し、漸次、当該経営診		を目指し、中期目標期間中に延べ1,4		
	断件数の増加に努める。		〇〇件以上の診断件数の <u>実施に努める。</u> また、個別経営診断の利用者によって		
			また、個別経営診断の利用者にとって の有用度を平均80%以上とする。		
			<u>の日用反と十月〇〇/0以上しりる。</u>		
	 (6)利用者の利便の向上を図るため、経営		(5)利用者の利便の向上を図るため、経営		
	分析診断については、申込書の受理から		分析診断については、申込書の受理から		
	報告書の提示までの平均処理期間を50		報告書の提示までの平均処理期間を50		
	日以内とする。		日以内とする。		
			ログバューラ の。		

第2期(平成20年4月		第3期(平成25年4月	1 1 1 2 2	見直し内容
中期目標 	中期計画	中期目標	中期計画	
(0) 社会短期协同生命制度亦言,仅然理度				
(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境	(7)施設経営者等が経営状況を客観的に把	男4-4-(2)へ統合	第3-4-(3)へ統合	
の変化等による経営者のニーズを的確に	握できるように、年次計画に基づき、経			
把握し、施設経営を支援するための情報	営指標の対象施設の拡大を段階的に図			
の収集・分析・提供の充実強化に努める	<u> </u>			
<u>こと</u>				
	(8)安定的かつ効率的な法人運営に寄与す		第3-4-(4)へ統合	
	るため、財務面や収支面等の経営指標の			
	組み合わせによる、法人全体の格付につ			
	いての研究及び導入を図る。			
	 (9)施設の経営実態及び経営改善事例や経		第3-4-(2)へ統合	
	営統合・分離手法等について年次計画に			
	基づき調査研究を行い、施設経営を支援			
	するための情報を施設経営者等に的確に			
	提供する。			
した。 なお、見直しの基本方針に基づき、病	<u> </u>	第4-4-(1) <統合		
院・医療経営指導のノウハウについては、	院・医療経営指導のノウハウについては、			
民間へ普及を行うことを検討すること。	民間へ普及を行うことを検討する。			
	NIO . C. INCIDE CE CINID DO			
(4) <u>(4)</u> 集団経営指導及び個別経営診断の各業	 <u>(10)</u> 集団経営指導及び個別経営診断の各	 <u>(3)</u> 集団経営指導及び個別経営診断の各業	 <u>(6)</u> 集団経営支援及び個別経営診断の各業	
務において、運営費交付金の縮減の観点	業務において、運営費交付金の縮減の観	務において、運営費交付金の縮減の観点	務について、運営費交付金の縮減の観点	
から自己収入の拡大に努めること。	点から適切なサービス・料金体系の設定	から自己収入の拡大に努めること。	から適切なサービス・料金体系の設定と	
	と受講者等の増加を図ることにより、中		受講者等の増加を図ることにより、中期	
	期目標期間中において実費相当額を上回		目標期間中において実費相当額を上回る	
	る自己収入を確保する。		自己収入を確保する。	
5 社会福祉振興助成事業	5 社会福祉振興助成事業	5 社会福祉振興助成事業	5 社会福祉振興助成事業	
社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」	社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」	社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」	社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」	◎ 見直し案
という。)については、国からの補助金の	という。)については、国からの補助金の	という。)については、特定非営利活動法	という。)については、特定非営利活動法	第1 事務及び事業の見直し
<u>交付を受け、</u> 高齢者・障害者が自立した生	<u>交付を受け、</u> 高齢者・障害者が自立した生	人(NPO)等による民間の創意工夫ある	人(NPO)等による民間の創意工夫ある	3 社会福祉振興助成事業
活を送れるよう、また、子どもたちが健や	活を送れるよう、また、子どもたちが健や	活動や地域に密着したきめ細かな活動等に	活動や地域に密着したきめ細かな活動等に	次期中期目標期間においても引き続
かに安心して成長できるよう支援 <u>すること</u>	かに安心して成長できるよう支援 <u>すること</u>	対して、効果的な資金助成を行うことによ	対して、効果的な資金助成を行うことによ	き、毎年度、国が社会福祉政策を振興す
等を <u>目的として、民間の創意工夫ある活動</u>	等を <u>目的として、民間の創意工夫ある活動</u>	<u>り、</u> 高齢者・障害者が自立した生活を送れ	<u>り、</u> 高齢者・障害者が自立した生活を送れ	るうえで政策的に必要なテーマを示し、
や地域に密着したきめ細かな活動等に対	や地域に密着したきめ細かな活動等に対	るよう、また、子どもたちが健やかに安心	るよう、また、子どもたちが健やかに安心	当該テーマに重点化した助成事業によ
<u>し、効果的な資金助成を</u> 行うため、以下の	<u>し、効果的な資金助成を</u> 行うため、以下の	して成長できるよう必要な支援等を行うた	して成長できるよう必要な支援等を行うた	り NPO 等への支援を実施するものとす
点に特に留意してその適正な実施に努める	点に特に留意してその適正な実施に努め	め、以下の点に特に留意してその適正な実	め、以下の点に特に留意してその適正な実	る。
こと。	る。	施に努めること。	施に努める。	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
(1)助成事業の募集に当たっては、 <u>政策動</u> <u>向や国民ニーズ、地方等との役割分担を</u> <u>踏まえ、国として行うべきものに限定し</u> <u>た助成対象事業及び助成対象テーマに基</u> <u>づき、</u> 毎年度、助成方針を定め公表する こと。	(1)助成事業の募集に当たっては、 <u>政策動</u> <u>向や国民ニーズ、地方等との役割分担を</u> <u>踏まえ、国として行うべきものに限定し</u> <u>た助成対象事業及び助成対象テーマにつ</u> <u>いて、</u> 毎年度、募集要領等に明記し、公 表する。	(1)助成事業の募集に当たっては、 <u>国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、</u> 毎年度、助成方針を定め公表すること。	(1)助成事業の募集に当たっては、 <u>国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、</u> 毎年度、募集要領等に明記し、公表する。	
(2) <u>助成事業の選定については、毎年度、</u> 外部有識者からなる委員会 <u>において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、</u> 客観性及び透明性の確保を図ること。また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	(2)助成事業の選定については、毎年度、 外部有識者からなる社会福祉振興助成事 業審査・評価委員会(以下「審査・評価 委員会」という。)において、選定方針 を策定するとともに、当該選定方針に基 づいて審査し、採択する。 また、選定方針の策定に当たっては、 事業の必要性やその効果、継続能力等の 観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定 化回避に努める。	(2)外部有識者からなる委員会による助成 事業の選定については、公正性、客観性 及び透明性の一層の確保を図ること。 また、事業内容の特性に配慮しつつ、 助成事業の固定化回避に努めること。	(2)助成事業の選定については、毎年度、 外部有識者からなる社会福祉振興助成事 業審査・評価委員会(以下「審査・評価 委員会」という。)において選定方針を 策定し、公表するとともに、当該選定方 針に基づいて審査し、採択する。 また、選定方針の策定に当たっては、 事業の必要性やその効果、継続能力等の 観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定 化回避に努める。	
(3)助成事業交付申請等に当たっての事務 負担の軽減を図るため、各種提出書類の 電子化などを行うこと。	(3)全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 (4)助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。	×【削除】※ 「電子化など」については第2期において一定の成果があったものであり、引き続き、取組むものの目標から削除。	(3)全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 X【削除】 ※ 「電子化など」については第2期において一定の成果があったものであり、引き続き、取組むものの目標から削除。	
(4) 助成した事業の事後評価については、 毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果 的な評価を行うこと。 また、事後評価結果を選定方針の改正 等に適正に反映すること。	(5) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 (6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。 また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。	(3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。	(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 (5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。 また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。	

第2期(平成20年4月	- ~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
<u>(5)</u> 助成事業 <u>の成果</u> が、助成先団体が行う	(7)助成事業の成果が、助成先団体が行	 <u>(4)</u> 助成事業が、 <u>円滑に実施され、</u> 助成先	 <u>(6)助成効果をできる限り大きくするため、</u>	
事業の発展・充実に繋がるよう、適切な	う事業の発展・充実に繋がるよう、適	 団体が行う事業の発展・充実に繋がるよ	助成先団体等に対して、計画段階から助	
相談・助言に努めること。	<u>切な</u> 相談・助言に努める。	 う、適切な相談・助言に努めること。	成後まで継続的な相談・助言に努める。	
	なお、的確な相談・助言等ができる		なお、的確な相談・助言等ができるよ	
	よう、職員の専門性の向上に努める。		う、職員の専門性の向上に努める。	
	<u>(8)助成事業</u> を通じ、新たに他団体・関		(7)助成先に対する助言等を通じ、新た	
	係機関等との連携等の効果があった事		に他団体・関係機関等との連携等の効	
	業を <u>80%</u> 以上とする。		果があった事業を <u>85%</u> 以上とする。	
	<u>(9)</u> 助成事業の内容を踏まえ、助成事業		<u>(8)</u> 助成事業の内容を踏まえ、助成事業	
	が対象とした利用者の満足度を <u>70%</u>		が対象とした利用者の満足度を80%	
	以上とする。		以上とする。	
<u>(6)</u> 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の	(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果	<u>(5)</u> 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の	(9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果	
高い事業等の周知とその効果的な普及を	の高い優れた助成事業等を公表すると	高い事業等の周知とその効果的な普及を	の高い優れた助成事業等を公表すると	
推進すること。	ともに、 <u>助成事業報告会や助成事業説</u>	推進すること。	ともに、 <u>助成事例等を活かした普及を</u>	
	明会を中期目標期間内に15回以上開		行うため、助成事業報告会を開催し、	
	催するなど効果的な普及を行う。		参加者の満足度を80%以上とする。	
6 退職手当共済事業	6 退職手当共済事業	6 退職手当共済事業	6 退職手当共済事業	
退職手当共済事業は、社会福祉施設等を	退職手当共済事業は、社会福祉施設等	退職手当共済事業は、社会福祉施設等を	退職手当共済事業は、社会福祉施設等	
経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神	を経営する社会福祉法人等の相互扶助の	経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神	を経営する社会福祉法人等の相互扶助の	
に基づき、社会福祉施設等に従事する職員	精神に基づき、社会福祉施設等に従事す	に基づき、社会福祉施設等に従事する職員		
について退職手当共済制度を確立し、もっ	る職員について退職手当共済制度を確立	について退職手当共済制度を確立し、もっ		退職手当共済事業の動向を分析し、制
て社会福祉事業の振興に寄与するため、以	し、もって社会福祉事業の振興に寄与す	て社会福祉事業の振興に寄与するため、以		度の安定的な運営を図るとともに、次期
下の点に留意してその適正な実施に努める	るため、以下の点に留意してその適正な	トの点に留意してその適正な実施に努める		中期目標期間においても引き続き、電子
こと。	実施に努める。	こと。	析し、制度の安定的な運営を図るとと	届出システムの利用率の向上、届出書類
			<u>もに、</u> 以下の点に留意してその適正な実	
			施に努める。	一層の事務処理の効率化を図るものと
				する。
(1)退職手当金の給付事務の効率化により、	(1)退職手当金支給に係る事務処理の効率	(1)退職手当金の給付事務の効率化により、		
請求書の受付から給付までの平均処理期	化を図ることにより、請求書の受付から	請求書の受付から給付までの平均処理期	化を図ることにより、請求書の受付から	
間の短縮を図ること。	給付までの平均処理期間を <u>75日</u> 以内と	間の短縮を図ること。	給付までの平均処理期間を <u>50日</u> 以内と	
	する。		する。	
(O) THE TO A SECRET OF THE	(0) #787 = 7 # 18 - 4 - 7 # 19 + 19 # 1		E WILDO T	
(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化	(2)業務委託先が実施する共済契約者の事	(2)提出書類の簡素化等により、利用者の	<u> ×【削除】 </u>	◎ 見直し案

₩ O#I / FI # O O / T A FI		* O # / T # O F / A D		
第2期(平成20年4月 	~ 平成25年3月) 中 期 計 画		_ ~ 平成30年3月) 中 期 計 画	見直し内容
等により、利用者の手続き面での利便性		手続き面での利便性の向上及び負担の軽		第1 事務及び事業の見直し
の向上及び負担の軽減に努めること。	を派遣し、制度内容の周知と適正な手続	対抗さ曲での利使性の向上及り負担の軽 減に努めること。	から、実務研修会及び事務打合せ会につ	4 退職手当共済事業
の同工及び負担の軽減に劣めること。	きに関する指導を行うとともに、必要に	別に方めること。	いては廃止する方向であるため、実務研	4 -
	応じて共済契約者を直接訪問して個別指		修会を利用した周知や指導は行うことが	度の安定的な運営を図るとともに、次期
	<u>導を行う。</u>		できないため削除。	皮の文を的な建名を図ることもに、次朔 中期目標期間においても引き続き、電子
	<u> </u>		C C A V I/C O HI M.	届出システムの利用率の向上、届出書類
	 (3)提出書類の電子届出化及び簡素化等を		(2)利用者の意向を踏まえ、提出書類の電	の電子化及び簡素化を行うことにより、
	進めることにより、利用者の手続き面で		子化及び簡素化等を進めることにより、	一層の事務処理の効率化を図るものと
	の負担を軽減する。		利用者の手続き面での負担を軽減する。	する。
	○) Ṣ]= C +1 //₩ 9 O o			9 0 0
	◎【新規】		(3)平成25年度以降の新規加入法人のう	
	24117902		ち、当年度中に電子届出システムの利用	
			申請を行う割合を50%以上とする。	
			1 515 - 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	
(3)業務委託先への業務指導を徹底するこ	 (4)業務委託先 <u>の</u> 窓口相談・届出受理の機	 (3)業務委託先との連携の在り方を踏まえ、	(4)業務委託先 <u>に対し業務指</u> 導を徹底し、	
とにより、窓口相談、届出受理の機能強	能強化を図るため、業務委託先の事務担	事務効率化を図ること。	窓口相談・届出受理の機能を強化するこ	
 化を図ること。_	当者に対する事務打合せ会を実施するほ		とで事務の効率化を図る。	
	か、必要に応じて業務委託先を個別に訪			
	<u>問して業務指導の徹底を行う。</u>			
7 心身障害者扶養保険事業	7 心身障害者扶養保険事業	7 心身障害者扶養保険事業	7 心身障害者扶養保険事業	
心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保	心身障害者扶養保険事業(以下「扶養	心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保	心身障害者扶養保険事業(以下「扶養	◎ 見直し案
険事業」という。)については、地方公共	保険事業」という。)については、地方	険事業」という。) については、地方公共	保険事業」という。)については、地方	第1 事務及び事業の見直し
団体が実施する心身障害者扶養共済制度	公共団体が実施する心身障害者扶養共済	団体が実施する心身障害者扶養共済制度	公共団体が実施する心身障害者扶養共済	5 心身障害者扶養保険事業
(以下「扶養共済制度」という。)によっ	制度(以下「扶養共済制度」という。)	(以下「扶養共済制度」という。)によっ	制度(以下「扶養共済制度」という。)	次期中期目標期間においても引き続
て地方公共団体が加入者に対して負う共済	によって地方公共団体が加入者に対して	て地方公共団体が加入者に対して負う共済	によって地方公共団体が加入者に対して	き、事業の安定的な運営を図り、将来に
責任を保険する事業に関する業務を安定的	負う共済責任を保険する事業に関する業	責任を保険する事業に関する業務を安定的	負う共済責任を保険する事業に関する業	わたり障害者に対する年金給付を確実
に行うことにより、心身障害者の保護者の	務を安定的に行うことにより、心身障害	に行うことにより、心身障害者の保護者の	務を安定的に行うことにより、心身障害	に行うため、毎年度、事業の財政状況を
不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者	者の保護者の不安を解消し、保護者死亡	不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者	者の保護者の不安を解消し、保護者死亡	検証するとともに、国においては少なく
の生活安定に寄与することを目的とし、以	後の心身障害者の生活安定に寄与するこ	の生活安定に寄与することを目的とし、以	後の心身障害者の生活安定に寄与するこ	とも5年ごとに保険料水準等について、
下の点に特に留意してその適正な実施に努	とを目的とし、以下の点に特に留意して	下の点に特に留意してその適正な実施に努	とを目的とし、以下の点に特に留意して	社会経済状況を踏まえて見直すものと
めること。	その適正な実施に努める。	めること。	その適正な実施に努める。	する。
なお、扶養共済制度に関し、国において		なお、扶養共済制度に関し、国において		
は、その安定的な運営を図り、将来にわた		は、その安定的な運営を図り、将来にわた		
り障害者に対する年金給付を確実に行うた		り障害者に対する年金給付を確実に行うた		
め、19年度末の積立不足に対応し、機構		め、平成19年度末の積立不足に対応し、		
が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財		機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的		
政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を		な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編		

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
経て必要な財政支援措置を各地方公共団体		成を経て必要な財政支援措置を各地方公共		
とともに講ずることとし、機構は、上記の		団体とともに講ずることとし、機構は、上		
国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、		記の国・地方公共団体による財政措置を踏		
資金の安全かつ効率的な運用に努めるこ		まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努め		
Ł.		ること。		
(1)財政状況の検証	(1)財政状況の検証	(1)財政状況の検証	(1)財政状況の検証	
扶養保険事業の安定的な運営を図り、	扶養保険事業の安定的な運営を図り、	扶養保険事業の安定的な運営を図り、	扶養保険事業の安定的な運営を図り、	
将来にわたり障害者に対する年金給付を	将来にわたり障害者に対する年金給付を	将来にわたり障害者に対する年金給付を	将来にわたり障害者に対する年金給付を	
確実に行うため、毎年度、扶養保険事業	確実に行うため、毎年度、扶養保険事業	確実に行うため、毎年度、扶養保険事業	確実に行うため、毎年度、扶養保険事業	
の財政状況を検証するとともに、加入者	の財政状況を検証するとともに、加入者	の財政状況を検証するとともに、加入者	の財政状況を検証するとともに、加入者	
等に対し公表すること。	等に対し公表する。	等に対し公表すること。	等に対し公表する。	
なお、国においては少なくとも5年ご	なお、検証の結果は、厚生労働省に報	なお、国においては少なくとも5年ご	なお、検証の結果は、厚生労働省に報	
とに保険料水準等の見直しを行なうこと	告するとともに、将来的に当該事業の安	とに保険料水準等の見直しを行なうこと	告するとともに、将来的に当該事業の安	
としていることから、基礎数値等見直し	定的な運営に支障が見込まれる場合に	としていることから、基礎数値等見直し	定的な運営に支障が見込まれる場合に	
に必要な情報を提供するとともに、将来	は、厚生労働大臣に対しその旨申出をす	に必要な情報を提供するとともに、将来	は、厚生労働大臣に対しその旨申出をす	
的に当該事業の安定的な運営に支障が見	る。	的に当該事業の安定的な運営に支障が見	る 。	
込まれる場合には、厚生労働大臣に対し		込まれる場合には、厚生労働大臣に対し		
その旨申出をすること。		その旨申出をすること。		
(2)扶養保険資金の運用	(2)扶養保険資金の運用	(2)扶養保険資金の運用	(2)扶養保険資金の運用	
① 基本的考え方	① 基本的考え方	① 基本的考え方	① 基本的考え方	
扶養保険資金の運用については、	扶養保険資金の運用については、制	扶養保険資金の運用については、	扶養保険資金の運用については、制	
制度に起因する資金の特性を十分	度に起因する資金の特性を十分に踏ま	制度に起因する資金の特性を十分	度に起因する資金の特性を十分に踏ま	
に踏まえ、長期的な観点から安全か	え、厚生労働大臣の認可を受けた金銭	に踏まえ、長期的な観点から安全か	え、厚生労働大臣の認可を受けた金銭	
つ効率的に行うことにより、将来に	信託契約の内容に基づき、長期的な観	つ効率的に行うことにより、将来に	信託契約に基づき、長期的な観点から	
わたって扶養保険事業の運営の安	点から安全かつ効率的に行うことによ	わたって扶養保険事業の運営の安	安全かつ効率的に行うことにより、将	
定に資することを目的として行う	り、将来にわたって扶養保険事業の運	定に資することを目的として行う	来にわたって扶養保険事業の運営の安	
こと。	営の安定に資することを目的として行	こと <u>とし、</u> 運用に関する基本方針	定に資することを目的として行うこと	
	う <u>。</u>	(長期的に維持すべき資産構成割	とし、運用に関する基本方針(長期的	
	このため、分散投資を基本として、	合(以下「基本ポートフォリオ」と	に維持すべき資産構成割合(以下「基	
	長期的に維持すべき資産構成割合(以	<u>いう。)を含む。)を定め、</u> これに	本ポートフォリオ」という。) <u>を含む。</u>)	
	下「基本ポートフォリオ」という。)	基づき管理 <u>を行うこと。</u>	を、心身障害者扶養保険資産運用委員	
	を、心身障害者扶養保険資産運用委員	<u>また、各資産とも</u> パッシブ運用を	会(資産運用に精通した外部専門家に	
	会(資産運用に精通した外部専門家に	中心と <u>して、</u> 各年度に <u>おける</u> 各資産	より構成される組織をいう。以下「資	
	より構成される組織をいう。以下「資	のベンチマーク収益率を確保するよ	産運用委員会」という。)の議を経た	
	産運用委員会」という。)の議を経た	う努めるとともに、中期目標期間に	上で策定し、 <u>これに基づき適切に管理</u>	
	上で策定し、 <u>扶養保険資金の運用を行</u>	おいて <u>も各資産</u> のベンチマーク収益	<u>する。</u>	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	日本し中央
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
	<u>う。</u>	率 <u>の確保を目標</u> とすること。	<u>また、各資産とも</u> パッシブ運用を中	
			心と <u>して、</u> 各年度における各資産のベ	
			ンチマーク収益率を確保するよう努め	
			るとともに、中期目標期間においても	
			各資産のベンチマーク収益率を確保す	
			る <u>ことを目標とする</u> 。	
② 運用の目標	② 運用の目標	第4-7-(2)①へ統合	第3-7-(2) ①へ統合	
厚生労働大臣が別途指示する運	厚生労働大臣が別途指示する運用利			
用利回りを確保するため、長期的に	回りを長期的に確保するため、基本ポ			
維持すべき資産構成割合(以下「基	<u>ートフォリオを定め、</u> これを適切に管			
本ポートフォリオ」という。)を定	理する。			
め、これに基づき管理を行うこと。	また、 <u>運用受託機関の選定、管理及</u>			
各年度に <u>おいて、</u> 各資産ごと <u>に</u>	び評価を適切に実施すること等によ			
<u>各々</u> のベンチマーク収益率を確保	<u>り、</u> 各年度における各資産ごとのベン			
するよう努めるとともに、中期目標	チマーク収益率を確保するよう努める			
期間において <u>、各々の</u> ベンチマーク	とともに、中期目標期間においても各			
収益率を確保すること。	資産ごとのベンチマーク収益率を確保			
	する。			
ベンチマークについては、市場を	ベンチマークについては、市場を反			
<u>反映した構成であること、投資可能</u>	映した構成であること、投資可能な有			
<u>な有価証券により構成されている</u>	価証券により構成されていること、そ			
こと、その指標の詳細が開示されて	の指標の詳細が開示されていること等			
いること等の条件を満たす適切な	の条件を満たす適切な市場指標を用い			
市場指標を用いること。	<u>る。</u>			
③ 運用におけるリスク管理	③ 運用におけるリスク管理	② 運用におけるリスク管理	② 運用におけるリスク管理	
扶養保険資金については、分散投	リターン・リスク等の特性が異なる	扶養保険資金については、分散投	リターン・リスク等の特性が異なる	
資による運用を行うとともに、運用	複数の資産に分散投資することをリス	資による運用を行うとともに、運用	複数の資産に分散投資することをリス	
に伴う各種リスクの管理を行うこ	ク管理の基本とし、運用に伴う各種リ	に伴う各種リスクの管理を行うこ	ク管理の基本とし、運用に伴う以下の	
と。	スクの管理を適切に行う。	と。	リスクの管理を適切に行う。	
			・ 基本ポートフォリオを適切に管	
			理するため、資産全体の資産構成	
			割合と基本ポートフォリオとの乖	
			離状況を少なくとも月1回把握す	
			るとともに、必要な措置を講じる。	
			・ 扶養保険資金について、運用受	
			<u> 託機関への委託等により運用を行</u>	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
			うとともに、運用受託機関等から	
			の報告等に基づき、資産全体、各	
			資産、運用受託機関等について、	
			<u>リスク管理を行う。</u>	
④ 年金給付のための流動性の確保	④ 年金給付のための流動性の確保	第4-7-(2) ④へ統合	第3-7-(2)④へ統合	
扶養保険事業の財政見通し及び	年金給付等に必要な流動性(現金等)			
収支状況を踏まえ、年金給付等に必	を確保するとともに、効率的な現金管			
要な流動性(現金等)を確保するこ	<u>理を行う。</u>			
<u>と。</u>				
<u>⑤</u> 運用に関する基本方針の <u>策定</u>	⑤ 運用に関する基本方針の <u>策定及び定</u>	<u>③</u> 運用に関する基本方針の <u>見直し</u>	③ 運用に関する基本方針の見直し	
<u>扶養保険資金の</u> 運用について、 <u>基</u>	<u>期的</u> 見直し	運用 <u>に関する基本方針</u> について		
本方針を策定すること。	<u>扶養保険資金の</u> 運用に関する基本方	は、必要に応じて随時見直すこと。	公表するとともに、少なくとも毎年1	
	針を資産運用委員会の議を経た上で策		回検討を加え、必要があると認めると	
	定し、公表するとともに、少なくとも		きは速やかに見直しを行う。	
	毎年1回検討を加え、必要があると認			
	めるときは速やかに見直しを行う。			
⑥ 基本ポートフォリオの策定	⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方	 <u>④</u> 基本ポートフォリオの策定	<u>④</u> 基本ポートフォリオの策定	
基本ポートフォリオは、扶養保険	資産運用委員会の議を経た上で策定	基本ポートフォリオは、長期的な	基本ポートフォリオは、長期的な観	
事業の数理上の前提と整合的なも	される基本ポートフォリオは、扶養保	観点から、厚生労働大臣が別途指示	点から、厚生労働大臣が別途指示する	
のとなるように策定することとし、	険事業の数理上の前提と整合的なもの	する運用利回りを確保するような		
<u>その際、</u> 以下の点に留意すること。	となるように策定することとする。	資産構成とすること。	成とする。	
	その際、厚生労働大臣が別途指示す	なお、策定に際しては以下の点に なお、策定に際しては以下の点に	なお、策定に際しては、以下の点	
用利回りを確保するような資産	る運用利回りを確保するような資産	留意すること。	<u>に留意する。</u>	
構成とすること。	構成とし、扶養保険事業の財政の安定	・ 扶養保険事業の短期資金需要	・ 扶養保険事業の短期資金需要	
・ 扶養保険事業の短期資金需要等	化の観点から変動リスクを一定範囲	等を踏まえて策定すること。	等を踏まえて策定すること。	
を踏まえて策定すること。	<u>に抑える。</u>	・ <u>基本</u> ポートフォリオ全体のリ	・ 基本ポートフォリオ全体のリス	
・ 扶養保険事業の財政の安定化の	併せて、株式のリターン・リスクに	スクを最小限に抑制すること。	クを最小限に抑制する <u>こと。</u>	
<u>観点から、変動リスクを一定範囲</u>	ついては、そのリスク特性に配慮しつ	<u>また、</u> 策定時に想定した運用環境	<u>また、</u> 策定時に想定した運用環境が	
に抑える資産構成とすること。そ	<u>つ、慎重に推計を行い、</u> 基本ポートフ	が現実から乖離していないかなど	現実から乖離していないかなどについ	
の際、株式のリターン・リスクに	ォリオ全体のリスクを最小限に抑制す	についての検証を行い、必要に応じ	て、毎年1回、資産運用委員会で検証	
ついては、そのリスク特性に配慮	る。	て随時見直すこと。	を行うとともに、必要に応じて随時見	
<u>しつつ、慎重に推計を行い、</u> ポー			直す。	
トフォリオ全体のリスクを最小				
限に抑制すること。				

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	■ ~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
	⑦ 基本ポートフォリオの策定	×【削除】	×【削除】	
	基本ポートフォリオを構成する資産	 ※ 「運用に関する基本方針」において定	※ 「運用に関する基本方針」において定	
	区分については、国内債券JH、国内	められているため削除。	められているため削除。	
	株式、外国債券、外国株式及び短期資			
	<u>産とする。</u>			
	扶養保険事業の短期資金需要等に配			
	<u>慮して、基本ポートフォリオを次のと</u>			
	おり定める。また、各資産に固有の収			
	<u>益率の変動の大きさ、基本ポートフォ</u>			
	<u>リオにおける組入比率の大きさ、取引</u>			
	コスト等を総合的に勘案し、乖離許容			
	幅を次のとおり設定する。			
	区分 基本ポートフォリオ 乖離許容幅			
	国内债券 <u>71.6%</u> <u>±8%</u>			
	<u>国内株式</u> <u>7.8%</u> <u>±5%</u>			
	<u>外国債券</u> <u>7.8%</u> <u>±5%</u>			
	<u>外国株式 7.8% ±5%</u>			
	<u>短期資産 5.0% ±4%</u>			
	(目標収益率 3.20%、標準偏差 5.05%)			
⑦ 基本ポートフォリオの見直し	<u>⑧</u> 基本ポートフォリオの見直し	第4-7-(2) ④へ統合	第3-7-(2)④へ統合	
<u>基本ポートフォリオの</u> 策定時に	<u>基本ポートフォリオの</u> 策定時に想定			
想定した運用環境が現実から乖離	した運用環境が現実から乖離していな			
していないかなどについての検証	いかなどについて、毎年1回、資産運			
を行い、必要に応じて随時見直すこ	用委員会で検証を行うとともに、必要			
٤.	に応じて随時見直す。			
<u>⑧ リスク管理の徹底</u>	⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその	第4-7-(2)②へ統合	第3-7-(2)②へ統合	
基本ポートフォリオ管理を適切	他のリスク管理			
に行うとともに、資産全体、各資産、	基本ポートフォリオを適切に管理す			
各運用受託機関及び各資産管理機	るため、資産全体の資産構成割合と基			
関のリスク管理を行うこと。	本ポートフォリオとの乖離状況を少な			
	くとも月1回把握するとともに、必要			
	な措置を講じる。			
	扶養保険資金について、運用受託機			
	関への委託等により運用を行うととも			
	に、運用受託機関 <u>及び資産管理機関</u> か			

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	○ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
	らの報告等に基づき、資産全体、各資			
	産、各運用受託機関及び各資産管理機			
	関について、 <u>以下の方法により</u> リスク			
	管理を行う。			
	・資産全体			
	資産全体のリスクを確認し、リス			
	<u>ク負担の程度について分析及び評</u>			
	価を行うとともに、必要な措置を講			
	<u>じる。</u>			
	<u>・各資産</u>			
	市場リスク、流動性リスク、信用			
	<u>リスク等を管理する。また、金融・</u>			
	資本市場のグローバル化、緊密化の			
	進展を踏まえ、ソブリン・リスク(外			
	国政府の債務に投資するリスク)に			
	ついても注視する。			
	・各運用受託機関			
	運用受託機関に対し運用ガイド			
	<u>ライン及びベンチマークを示し、各</u>			
	社の運用状況及びリスク負担の状			
	況を把握し、適切に管理する。			
	ま <u>た、運用受託機関の信用リスク</u>			
	を管理するほか、運用体制の変更等			
	<u>に注意する。</u>			
	・各資産管理機関			
	資産管理機関に対し資産管理ガ			
	<u>イドラインを示し、各機関の資産管</u>			
	理状況を把握し、適切に管理する。			
	また、資産管理機関の信用リスク			
	を管理するほか、資産管理体制の変			
	更等に注意する。_			
⑨ 運用手法	⑩ 運用手法	第4-7-(2)①へ統合	第3-7-(2)①へ統合	
長期保有を前提としたインデッ	各資産ともパッシブ運用を中心 <u>とす</u>			
<u>クス運用等の</u> パッシブ運用を中心	<u>3.</u>			
<u>とすること</u> 。				
⑩ 企業経営等に与える影響への考慮	⑪ 企業経営等に与える影響への考慮	╳【削除】	╳【削除】	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	│ ~ 平成30年3月)	日本し中央
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
企業経営等に与える影響を考慮	企業経営等に与える影響を考慮し、	※ 「運用に関する基本方針」において定	※ 「運用に関する基本方針」において定	
し、株式運用において個別銘柄の選	株式運用において個別銘柄の選択は行	められていることから削除。(なお、金	められていることから削除。(なお、金	
択は行わないこと。また、長期的な	<u>わない。</u>	銭信託合同口運用のため、直接株主議決	銭信託合同口運用のため、直接株主議決	
株主等の利益の最大化を目指す観	企業経営に直接影響を与えるとの懸	権は行使できない。)	権は行使できない。)	
点から、株主議決権の行使などの適	念を生じさせないよう株主議決権の行			
切な対応を行うこと。	<u>使は直接行わず、運用を委託した民間</u>			
	運用機関の判断に委ねる。ただし、運			
	用受託機関への委託に際し、コーポレ			
	<u>ートガバナンスの重要性を認識し、議</u>			
	決権行使の目的が長期的な株主利益の			
	最大化を目指すものであることを示す			
	とともに、運用受託機関における議決			
	権行使の方針や行使状況等について報			
	<u>告を求める。</u>			
			-	
① 扶養保険事業に関する生命保険契約	① 扶養保険事業に関する生命保険契約	⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約	⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約	
における運用実績等の検証	における運用実績等の検証	における運用実績等の検証	における運用実績等の検証	
扶養保険事業の財政状況の検証	扶養保険事業の財政状況の検証に資	扶養保険事業の財政状況の検証に	扶養保険事業の財政状況の検証に資	
に資するため、毎年度、市場環境や	するため、毎年度、市場環境や投資行	資するため、毎年度、市場環境や投	するため、毎年度、市場環境や投資行	
投資行動の観点から運用実績を確	動の観点から、外部有識者等からなる	資行動の観点から運用実績を確認す	動の観点から、外部有識者等からなる	
認する等の検証を行うこと。	心身障害者扶養保険事業財務状況検討	る等の検証を行うこと。	心身障害者扶養保険事業財務状況検討	
	会において運用実績を確認する等の検		会において運用実績を確認する等の検	
	証を行う。		証を行う。	
(3)事務処理の適切な実施	(3)事務処理の適切な実施	(3)事務処理の適切な実施	(3)事務処理の適切な実施	
心身障害者及びその保護者に対するサ	心身障害者及びその保護者に対するサ	心身障害者及びその保護者に対するサ	心身障害者及びその保護者に対するサ	
ービスの向上を図るため、扶養共済制度	ービスの向上を図るため、扶養共済制度	ービスの向上を図るため、扶養共済制度	ービスの向上を図るため、扶養共済制度	
を運営する地方公共団体と相互の事務処	を運営する地方公共団体と相互の事務処	を運営する地方公共団体と相互の事務処	を運営する地方公共団体と相互の事務処	
理が適切になされるように連携を図るこ	理が適切になされるよう連携を図るた	理が適切になされるように連携を図るこ	理が適切になされるよう連携を図るた	
と。	め、事務担当者会議を開催する。	と。	め、事務担当者会議を開催する。	
8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM	
NET事業)	NET事業)	NET事業)	NET事業)	
WAM NET事業については、福祉及び	WAM NET事業については、福祉及び	WAM NET事業については、福祉及び	WAM NET事業については、福祉及び	◎ 見直し案
保健医療に関する情報システムの整備及び	保健医療に関する情報システムの整備及び	保健医療に関する情報システムの整備及び	保健医療に関する情報システムの整備及び	第1 事務及び事業の見直し
管理を行い、 <u>行政機関や福祉保健医療に関</u>	管理を行い、 <u>行政機関や福祉保健医療に関</u>	管理を行い、 <u>基幹的な福祉医療情報を重点</u>	管理を行い、 <u>基幹的な福祉医療情報を重点</u>	6 福祉保健医療情報サービス事業
係する民間団体に対して全国規模での共通	<u>係する民間団体に対して全国規模での共通</u>	的に提供していくとともに効率的なシステ	的に提供していくとともに効率的なシステ	次期中期目標期間においても引き続
の基盤を提供することにより情報交換の推	<u>の基盤を提供することにより情報交換の推</u>	<u>ム運用を行うこと</u> を目的とし、以下の点に	<u>ム運用を行うこと</u> を目的とし、以下の点に	き、基幹的な福祉医療情報を重点的に提

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画		中期計画	見直し内容
進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医	進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医	特に留意してその適正な実施に努めるこ	特に留意してその適正な実施に努める。	供していくとともに、効率的なシステム
療サービスの利用者に対する提供情報の拡	療サービスの利用者に対する提供情報の拡	と。		運用を行うものとする。
<u>充を</u> 目的とし、以下の点に特に留意してそ	<u>充を</u> 目的とし、以下の点に特に留意してそ			
の適正な実施に努めること。	の適正な実施に努める。			
(1)福祉保健医療情報に対する国民のニー	(1) <u>WAM NETの特長を最大限に活かす</u>	(1)基幹的な福祉医療情報 <u>を重点的に提供</u>		
ズの高度化とこれら情報の提供機関の多	ことができる介護関係情報、障害者福祉	していくとともに、提供する情報の質の	していくとともに、提供する情報の質の	
様化等に対応して、WAM NETの特長	関係情報、医療関係情報等の提供事業に	向上に努めること。	<u>向上に努め、</u> 中期目標期間中における年	
を最大限に活かすことができる事業への	<u>重点化を図るとともに、提供する情報の</u>		間ヒット件数を <u>7,000</u> 万件以上とす	
重点化を図るとともに、提供する情報の	<u>質の向上に努める。</u>		るとともに、アンケート調査における情	
質の向上等に努めること。			報利用者の満足度指数を90%以上とす	
なお、見直しの基本方針に基づき、国	なお、見直しの基本方針に基づき、国		న <u>ె</u> .	
と重複する行政情報及び民間と競合する	と重複する行政情報及び民間と競合する			
情報の提供業務を廃止するとともに、基	情報の提供業務を廃止するとともに、基			
幹的な福祉医療情報に限定することによ	幹的な福祉医療情報に限定することによ			
り、事業規模を縮減すること。	<u>り、事業規模を縮減する。</u>			
	 (2)利用者ニーズに合わせて、コンテンツ		第3-8-(1)へ統合	
	及び機能の見直しを行い、中期目標期間			
	中における年間ヒット件数を1億9、0			
	O O 万件以上、利用機関登録数を7.5万			
	<u>件以上</u> とするとともに、アンケート調査			
	における情報利用者の満足度を90%以			
	上とする。			
(2)福祉保健医療施策及び機構業務の効率	(3)国の福祉保健医療施策及び機構業務の	(2)福祉保健医療施策及び機構業務の効率	(2)福祉保健医療施策及び機構業務の効率	
的実施を推進するためにWAM NET	効率的実施を推進するためにWAM N	的な実施を推進するため、WAM NET	的な実施を推進するため、WAM NET	
<u>基盤を</u> 活用 <u>する</u> こと。	ET <u>基盤を</u> 活用 <u>する</u> 。	<u>の</u> 活用 <u>を図る</u> こと。	<u>の</u> 活用 <u>を図る</u> 。	
(3) WAM NET事業について、 運営費交		(3)運営費交付金の縮減の観点から広告収	(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収	
付金の縮減の観点から広告収入等の自己	付金の縮減の観点から広告収入等の自己	入等の自己収入の拡大に努めること。	入等の自己収入の拡大に努める。	
収入の拡大に努めるほか、業務・システ	収入の拡大に努めるほか、業務・システ			
<u>ム最適化計画に基づき業務委託の見直し</u>	<u>ム最適化計画に基づき業務委託の見直し</u>			
<u>を行うことにより事務の効率化を図る</u> こ	<u>を行うことにより事務の効率化を図る。</u>			
ک 。				
 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付	 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付	
事業	事業	事業	事業	

	T * 0 5 F 0 D \	# O # / T # O F F 1 G		
第2期(平成20年4月 中 期 目 標	- ~ 平成25年3月 <i>)</i>		~平成30年3月) 中 期 計 画	見直し内容
年金担保貸付事業については、厚生年金	年金担保貸付事業については、厚生年	年金担保貸付事業については、厚生年金	<u> </u>	◎ 見直し案
保険制度及び国民年金制度に基づき支給さ	金保険制度及び国民年金制度に基づき支	保険制度及び国民年金制度に基づき支給さ	金保険制度及び国民年金制度に基づき支	9 兄回し来 第1 事務及び事業の見直し
れる年金並びに労災年金担保貸付事業につ	金体映画度及り国民中並制度に基づる文 給される年金並びに労災年金担保貸付事	れる年金並びに労災年金担保貸付事業につ	金木映画及及り国民年金制度に奉うさえ 給される年金並びに労災年金担保貸付事	3 事務及び事業の発置し 7 年金担保貸付事業及び労災年金担保
いては、労働者災害補償保険制度に基づき	************************************	113年並並びに対災中並担保負的事業に 2 いては、労働者災害補償保険制度に基づき	業については、労働者災害補償保険制度	7 中亚担保負的事業及O为東中亚担保 貸付事業
大給される年金の受給者に対し、その受給	に基づき支給される年金の受給者に対	文給される年金の受給者に対し、その受給	に基づき支給される年金の受給者に対	東刊争未 次期中期目標期間においても引き続
を担保にする特例措置として低利で小口	し、その受給権を担保にする特例措置と	権を担保にする特例措置として低利で小口	し、その受給権を担保にする特例措置と	き、機構は、国が立案する計画に従って、
で担保にする特別指してして悩みてかり の資金を貸し付けることにより、高齢者等	し、その受給権を担保にする特別指置として低利で小口の資金を貸し付けること	他 を担保にする 付別相 直 こ し こ に 利 こ か 自 の 資金 を 貸 し 付ける こ と に より 、 高齢 者 等	して低利で小口の資金を貸し付けること	
				国と連携し必要な対応、広報等を行うと
の生活の安定を支援すること及び労災年金	により、高齢者等の生活の安定を支援す	の生活の安定を支援すること及び労災年金	により、高齢者等の生活の安定を支援することなる。	ともに、事業を実施する期間について
受給者の生活を援護することを目的とし	ること及び労災年金受給者の生活を援護	受給者の生活を援護することを目的とし	ること及び労災年金受給者の生活を援護	は、引き続き、利用者にとって必要な資
て、以下の点に留意してその適正な事業実	することを目的として、以下の点に留意	て、以下の点に留意してその適正な事業実	することを目的として、以下の点に留意	金を貸し付けるとともに、無理のない返
施に努めること。	してその適正な事業実施に努める。	施に努めること。	してその適正な事業実施に努める。	済となるよう配慮した審査等を行うも
なお、当該事業については、見直しの基	なお、当該事業については、見直しの	なお、当該事業については、「独立行政	なお、当該事業については、「独立行	のとする。
本方針に基づく当面の方策として、平成2	基本方針に基づく当面の方策として、平	法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平	政法人の事務・事業の見直しの基本方針」	
3年度から現行制度における貸付限度額の	成23年度から現行制度における貸付限	成22年12月7日閣議決定。以下「見直	<u>(平成22年12月7日閣議決定。以下</u>	
引下げ等の措置を講じること。	度額の引下げ等の措置を講じる。	<u>しの基本方針」という。)に基づいて、国</u>	「見直しの基本方針」という。)に基づ	
		<u>において立案される計画に従って適切な措</u>	<u>いて、国において立案される計画に従っ</u>	
		<u>置を講じること。</u>	て適切な措置を講じる。	
(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸	(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸	(1)業務運営コストを分析し、その適正化	(1)業務運営コストを分析し、その適正化	
付事業においては、「独立行政法人整理	付事業においては、「独立行政法人整理	を図るとともに、貸付金利の水準に適切	を図るとともに、貸付金利の水準に適切	
合理化計画」(平成19年12月24日	合理化計画」(平成19年12月24日	に反映することにより、安定的で効率的	に反映することにより、安定的で効率的	
閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、	閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、	な業務運営に努めること。	な業務運営に努める。	
及び年金担保貸付事業における貸付原資	及び年金担保貸付事業における貸付原資			
<u>の自己調達化を踏まえ、</u> 業務運営コスト	<u>の自己調達化を踏まえ、</u> 業務運営コスト			
を分析し、その適正化を図るとともに、	を分析し、その適正化を図るとともに、			
貸付金利の水準に適切に反映することに	貸付金利の水準に適切に反映することに			
より、安定的で効率的な業務運営に努め	より、安定的で効率的な業務運営に努め			
ること。	న .			
(2)業務運営に当たっては、利用者の利便		(2)業務運営に当たっては、<u>見直しの基本</u>	(2)業務運営に当たっては、<u>見直しの基本</u>	
性に配慮するとともに、借入申込時に年	性に配慮するとともに、借入申込時に年	<u>方針に基づいて、国において立案される</u>	<u>方針に基づいて、国において立案される</u>	
金受給者にとって無理のない返済となる	金受給者にとって無理のない返済となる	計画に従って適切な措置を講じること。	計画に従って適切な措置を講じる。	7 年金担保貸付事業及び労災年金担保
ように配慮した審査等を行う <u>こと。</u>	ように配慮した審査等を行う。	<u>また、引き続き、</u> 年金受給者にとって	<u>また、引き続き、</u> 年金受給者にとって	
また、貸付後の返済方法などの返済条		無理のない返済となるように配慮した審	無理のない返済となるように配慮した審	
件の緩和 <u>の必要性について検討し、適切</u>	件の緩和の必要性について検討し、適切	査等を行う <u>とともに、返済中に生活困難</u>	査等を行う <u>とともに、返済中に生活困難</u>	き、機構は、国が立案する計画に従って、
<u>な措置を講じる</u> こと。	な措置を講じる。	<u>に陥った者に係る</u> 返済条件の緩和 <u>を行う</u>	<u>に陥った者に係る</u> 返済条件の緩和 <u>を行</u>	国と連携し必要な対応、広報等を行うと
		こと。	<u>う。</u>	ともに、事業を実施する期間について
				は、引き続き、利用者にとって必要な資

第2期(平成20年4月	│ ~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月) ~ 平成30年3月)	
	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
(3)年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融	(3)ホームページ、リーフレット等により、 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付	(3)年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融	(3)ホームページ、リーフレット等により、	金を貸し付けるとともに、無理のない返済となるよう配慮した審査等を行うものとする。
機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	制度の周知を図る。	機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	制度の周知を図る。	
	(4) 受託金融機関の窓口等における利用者 への適切な対応に努めるために、受託金 融機関事務打合せ会議 <u>の開催場所、回数</u> 等を見直し、更なる周知徹底に努める。		(4)受託金融機関の窓口等における利用者 への適切な対応に努めるために、受託金 融機関事務打合せ会議等 <u>により</u> 周知徹底 に努める。	
(4)年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比	(5)年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比	※【削除】 ※ 第2期において事務処理の増加はあるものの19年度と同程度の審査期間を維持したことから、引き続き、取り組むものの目標から削除	のの19年度と同程度の審査期間を維持し	
較して短縮するよう取組を行うこと。 10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 及び承継教育資金貸付けあっせん業務	較して短縮するよう取組を行う。 10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 及び承継教育資金貸付けあっせん業務	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	及び承継教育資金貸付けあっせん業務	
(1)承継年金住宅融資等債権管理回収業務	(1)承継年金住宅融資等債権管理回収業務	(1)承継年金住宅融資等債権管理回収業務		◎ 見直し案
承継年金住宅融資等債権管理回収業務	承継年金住宅融資等債権管理回収業務	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		第1 事務及び事業の見直し
については、回収金が国への納付により	については、回収金が国への納付により	については、回収金が国への納付により	については、回収金が国への納付により	8 承継債権管理回収業務
年金給付の財源となることを踏まえ、以 下の点に留意してその適正な業務実施に	年金給付の財源となることを踏まえ、以 下の点に留意してその適正な業務実施に	年金給付の財源となることを踏まえ <u>ると</u> ともに、当該業務終了の時期を見据え、	年金給付の財源となることを踏まえる <u>と</u> ともに、当該業務の終了の時期を見据え、	業務終了の時期を見据え、不良債権等 早期処理方策を策定・実施することで業
野めること。 ・	野める。 ・	以下の点に留意してその適正な業務実施	以下の点に留意してその適正な業務実施	務を縮小するとともに、引き続き効率的
300000	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	に努めること。	に努める。	な業務運営等を図るものとする。
 ① 年金住宅融資等債権について、貸	 ① 必要に応じて関係行政機関及び受託	① 年金住宅融資等債権について、貸	① 必要に応じて関係行政機関及び受託	
付先の財務状況等の把握及び分析、	金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、	 付先の財務状況等の把握及び分析、	金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、	
担保物件及び保証機関又は保証人の	貸付先の財務状況等の把握及び分析を	担保物件及び保証機関又は保証人の	貸付先の財務状況等の把握及び分析を	
保証履行能力の評価等を適時に行う	行うとともに、適時、担保物件及び保	保証履行能力の評価等を適時に行う	行うとともに、適時、担保物件及び保	
ことにより、適切な債権管理に努め	証機関又は保証人の保証履行能力の評	ことにより、適切な債権管理に努め	証機関又は保証人の保証履行能力の評	
ること。	価等を行う。	ること。	価等を行う。	
	② 年金住宅融資等債権について、年 1		② 年金住宅融資等債権について、年 1	
	回、回収の難易度に応じた債権分類の		回、回収の難易度に応じた債権分類の	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	目点上内容
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
	実施又は見直しを行う。		実施又は見直しを行う。	
	③ 転貸債権に係るローン保証会社につ		③ 転貸債権に係るローン保証会社につ	
	いて、年1回、保証履行能力の把握及		いて、年1回、保証履行能力の把握及	
	び分析を行う。		び分析を行う。	
② 年金住宅融資等債権について、適	④ 年金住宅融資等債権について、必要	② 年金住宅融資等債権について、適	④ 年金住宅融資等債権について、必要	
時的確に回収を行うことにより、延	に 応じて関係行政機関との協議を行	時的確に回収を行うことにより、延	に応じて関係行政機関との協議を行い	
滞債権の発生の抑制に努めること。	いつつ、担保や保証の状況等に応じて	滞債権の発生の抑制に努めること。	つつ、担保や保証の状況等に応じて適	
	適時的確に債権回収を行うことによ		時的確に債権回収を行うことにより、	
	り、延滞債権の発生の抑制に努める。		延滞債権の発生の抑制に努める。	
			<u>⑤</u> 転貸法人 <u>等</u> に対して必要な助言等を	◎ 見直し案
			行うことにより、転貸法人 <u>等</u> による適	第1 事務及び事業の見直し
			切な債権回収を <u>促進させる。早期対応</u>	8 承継債権管理回収業務
			が必要な転貸法人等に対しては、状況	業務終了の時期を見据え、不良債権等
			に応じた処理方策を策定させ、適切な	早期処理方策を策定・実施することで業
			債権回収に努める。	務を縮小するとともに、引き続き効率的
				な業務運営等を図るものとする。
③ 延滞債権について、貸付先に対す	⑤ 延滞債権について、貸付先に対する	③ 延滞債権について、貸付先に対す	<u>⑥</u> 延滞債権について、貸付先に対する	
る督促、保証機関又は保証人に対す	督促、保証機関又は保証人に対する保	る督促、保証機関又は保証人に対す	督促、保証機関又は保証人に対する保	
る保証履行請求及び担保物件の処分	証履行請求及び担保物件の処分等を適	る保証履行請求及び担保物件の処分	証履行請求及び担保物件の処分等を適	
等を適切に行うことにより、早期の	切に行うことにより、早期の債権回収	等を適切に行うことにより、早期の	切に行うことにより、早期の債権回収	
債権回収に努めること。	に努める。	債権回収に努めること。	に努める。	
	⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。		第3-10-(1)⑤へ移動	
(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務	(2)承継教育資金貸付けあっせん業務	
「独立行政法人整理合理化計画」を踏	承継教育資金貸付けあっせん業務につ	「独立行政法人整理合理化計画」 <u>(平</u>	承継教育資金貸付けあっせん業務につ	
まえ、 <u>平成20年度から</u> 承継教育資金貸	いては、 <u>平成20年度から</u> 業務を休止す	成19年12月24日閣議決定)を踏ま	いては、 <u>引き続き、</u> 業務を休止する。	
付けあっせん業務を休止すること。	る 。	え、 <u>引き続き、</u> 承継教育資金貸付けあっ		
		せん業務を休止すること。		

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	· ~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
第5 財務内容の改善に関する事項	第4 予算、収支計画及び資金計画	第5 財務内容の改善に関する事項	第4 予算、収支計画及び資金計画	
 通則法第29条第2項第4号の財務内容	1 予算	通則法第29条第2項第4号の財務内容	1 予算	
の改善に関する目標は、次のとおりとする。	別表1のとおり	の改善に関する目標は、次のとおりとする。	別表 1 のとおり	
	2 収支計画		2 収支計画	
	別表2のとおり		別表2のとおり	
	3 資金計画		3 資金計画	
	別表3のとおり		別表3のとおり	
1 運営費交付金以外の収入の確保		1 運営費交付金以外の収入の確保		
運営費交付金を充当して行う事業につい		運営費交付金を充当して行う事業につい		
ては、それぞれの事業目的を損なわない範		ては、それぞれの事業目的を損なわない範		
囲で、利用者負担その他の自己収入を確保		囲で、利用者負担その他の自己収入を確保		
することに努めること。		することに努めること。		
2 自己資金調達による貸付原資の確保		2 自己資金調達による貸付原資の確保		
福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業		福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業		
において、財投機関債の発行等による資金		において、 <u>債券</u> の発行等による資金調達を		
調達を適切に行うこと。		適切に行うこと。		
552 CZ 35.015 5 C C				
	 第5 短期借入金の限度額		 第5 短期借入金の限度額	
	1 限度額		1 限度額	
	91,600百万円		<u>1 1 7,4 0 0 百万円</u>	
	2 想定される理由		2 想定される理由	
	(1)運営費交付金の受入れの遅延等によ		(1)運営費交付金の受入れの遅延等によ	
	る資金不足に対応するため。		る資金不足に対応するため。	
	(2)一般勘定において、貸付原資の調達		(2)一般勘定において、貸付原資の調達	
	の遅延等による貸付金の資金不足に		の遅延等による貸付金の資金不足に	
	対応するため。		対応するため。	
	(3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保		(3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保	
	貸付勘定において、貸付原資に充当す		貸付勘定において、貸付原資に充当す	
	るため。		るため。	
	(4)共済勘定において、退職者の増加等		(4)共済勘定において、退職者の増加等	
	による給付費の資金不足に対応する		による給付費の資金不足に対応する	
	ため。		ため。	
	(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手		(5)予定外の退職者の発生に伴う退職手	
	当の支給等、偶発的な出費に対応する		当の支給等、偶発的な出費に対応する	
	ため。		ため。	

第2期(平成20年4月	~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画	見直し内容
3 資産の <u>有効活用</u>	第6 不要財産又は不要財産となることが見	3 <u>不要</u> 資産の <u>国庫納付</u>	第6 不要財産又は不要財産となることが見	
機構の保有する資産の活用方法につい	込まれる財産がある場合には、当該財産の	将来にわたり業務を確実に実施する上で	込まれる財産がある場合には、当該財産の	
て、自己収入の増加を図る等の観点から、	処分に関する計画	必要なくなったと認められる財産(不要財	処分に関する計画	
中期目標期間中に見直しを行うこと。	見直しの基本方針に基づき、以下のとお	産)を速やかに国庫納付すること。	以下不要財産を国庫納付する。	◎ 『見直し案』
また、利益剰余金や保有する施設等につ	<u>り国庫納付する。</u>			第2 業務全般に関する見直し
いて、保有の必要性があるか、必要な場合				3 上記1及び2のほか、既往の閣議決定
でも最小限のものとなっているかについて				等に示された政府方針に基づく取組に
不断の見直しを行い、不要と認められるも				ついて、着実に実施するものとする。
<u>のについては、</u> 速やかに国庫納付すること。				
	· 宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、戸建3戸)、		╳【削除】	
	川西宿舎(兵庫県川西市、戸建1戸)、		※ 宝塚宿舎、川西宿舎、千里山田宿舎	
	千里山田宿舎(大阪府吹田市、区分所		及び公庫総合運動場については国庫納	
	有建物2戸)及び公庫総合運動場(東		付を完了したため削除。	
	京都三鷹市)について、平成23年度			
	中に、原則現物納付により国庫納付す			
	る。ただし、現物納付が困難な場合は			
	売却し金銭納付を行う。			
	· 東久留米宿舎(東京都東久留米市、		· 東久留米宿舎(東京都東久留米市、	
	戸建3戸)、小金井宿舎(東京都小金		戸建3戸)、小金井宿舎(東京都小金	
	井市、戸建2戸)、玉川宿舎(東京都		井市、戸建2戸)、玉川宿舎(東京都	
	世田谷区、戸建2戸)、日野宿舎(東		世田谷区、戸建2戸)、日野宿舎(東	
	京都日野市、戸建5戸)、用賀宿舎(東		京都日野市、戸建5戸)、用賀宿舎(東	
	京都世田谷区、集合住宅1棟)、上大		京都世田谷区、集合住宅1棟)、上大	
	岡宿舎(横浜市港南区、集合住宅1棟)、		岡宿舎(横浜市港南区、集合住宅1棟)、	
	宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、集合住宅1		宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、集合住宅1	
	棟)、千里山宿舎(大阪府吹田市、集		棟)、千里山宿舎(大阪府吹田市、集	
	合住宅1棟)、高槻宿舎(大阪府高槻		合住宅1棟)、高槻宿舎(大阪府高槻	
	市、集合住宅1棟)について、平成2		市、集合住宅 1 棟)について、平成 25	
	4年度以降に、原則現物納付により国		年度以降に、原則現物納付により国庫	
	庫納付する。ただし、現物納付が困難		納付する。ただし、現物納付が困難な	
	な場合は売却し金銭納付を行う。		場合は売却し金銭納付を行う。	
	年金担保貸付勘定及び労災年金担保		年金担保貸付勘定及び労災年金担保	
	貸付勘定に係る政府出資金等につい		貸付勘定に係る政府出資金等につい	
	て、業務廃止後、金銭納付により国庫		て、業務廃止後、金銭納付により国庫	
	納付する。		納付する。	
	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡		第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡	

第2期(平成20年4月] ~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月	~ 平成30年3月)	
	中期計画		中期計画	見直し内容
	し、又は担保に供しようとするときは、そ		し、又は担保に供しようとするときは、そ	
	の計画		の計画	
	なし		なし	
	第8 剰余金の使途		第8 剰余金の使途	
	・全勘定に共通する事項		・全勘定に共通する事項	
	業務改善にかかる支出のための原資		業務改善にかかる支出のための原資	
	職員の資質向上のための研修等の財源		職員の資質向上のための研修等の財源	
	・労災年金担保貸付勘定に係る事項			
	<u>将来の資金需要の増加に対処するため</u>			
	<u>の貸付原資</u>			
第6 スの地帯攻害労に組せて手来支持	毎0 スの加予数少点ではって数はとい り	毎日 スの地类数字学に思せて手来本体	第6 スの地子双少今でウルフザ双軍学に 即	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関		第9 その他主務省令で定める業務運営に関	
通則法第29条第2項第5号のその他業 務運営に関する重要目標は、次のとおりと		通則法第29条第2項第5号のその他業 務運営に関する重要目標は、次のとおりと	する事項	
が連名に関する重要目標は、次のこのりこ する。	びに財務及び会計に関する省令(平成15	が連名に関する重要目標は、次のこのりこ する。	型型10以広入価値医療機構の業務連営型 びに財務及び会計に関する省令(平成15)	
9 තිං	年厚生労働省令第148号)第4条の業務	9 &·	年厚生労働省令第148号)第4条の業務	
	理営に関する事項は、次のとおりとする。		理営に関する事項は、次のとおりとする。	
	在日に関する事項は、人のこのうこする。		足口に関する事項は、人のこのりこする。	
 人事に関する事項	 1 職員の人事に関する計画	人事に関する事項	1 職員の人事に関する計画	
	(1)方針		(1)方針	
(1)効率的かつ効果的な業務運営を行うた	① 業務処理方法の改善等を図り組織の	(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うた	① 効率的かつ効果的な業務運営を行う	
め、組織編成及び人員配置を実情に応じ	スリム化に努めるとともに、各業務の	め、組織編成及び人員配置を実情に応じ	<u>ため、</u> 組織編成及び人員配置を実情に	
て見直すこと。	<u>特性や業務量を踏まえ、</u> 組織編成及び	て見直すこと。	即して見直す。	
	人員配置を実情に即して見直す。			
(2)人事評価制度の運用により職員の努力	② 人事評価制度の適正な運用を行い、	(2)人事評価制度の運用により職員の努力	② 人事評価制度の適正な運用を行い、	
とその成果を適正に評価するとともに、	評価結果を人事及び給与等に反映し、	とその成果を適正に評価するとともに、	評価結果を人事及び給与等に反映し、	
人材の育成に努め、士気及び専門性の高	士気の高い組織運営に努める。	人材の育成に努め、士気及び専門性の高	士気の高い組織運営に努める。	
い組織運営に努めること。 		い組織運営に努めること。		
	③ 質の高いサービスの提供を行うこと		③ 職員の資質向上を図るため、担当業	
	ができるように、各業務の特性に応じ		務に必要な知識・技術の習得、能力開	
	て、専門性の高い職員の育成・確保に		発等を目的とした各種研修を実施する	
	<u>努める。</u>		とともに、引き続き外部との人事交流	
	④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、		<u>を行う。</u> 第9-1-(1)③へ統合	
	職員の能力開発等を目的とし <u>て</u> 各種研			
	順員の能力開光寺を目的とし <u>て</u> 合種研修を実施する。			

第2期(平成20年4月] ~ 平成25年3月)	第3期(平成25年4月 ~ 平成30年3月)	見直し内容
中期目標	中期計画	中期目標中期計画	見回し内谷
	(2)人員に係る指標	(2)人員に係る指標	
	期末の常勤職員数を期初の常勤職員数	期末の常勤職員数を期初の常勤職員数	
	の100%以内とする。	の100%以内とする。	
	(参考1)	(参考1)	
	期初の常勤職員数 299人	期初の常勤職員数 299人	
	(参考2)	(参考2)	
	中期目標期間中の人件費総額見込み	中期目標期間中の人件費総額見込み	
	11,509百万円	<u>10,187百万円</u>	
	ただし、上記の額は、役員報酬並び	ただし、上記の額は、役員報酬並び	
	に職員基本給、職員諸手当及び時間外	に職員基本給、職員諸手当及び時間外	
	勤務手当に相当する範囲の費用であ	勤務手当に相当する範囲の費用であ	
	る。	る。	
	2 施設及び設備に関する計画	2 施設及び設備に関する計画	
	なし	なし	
	3 積立金の処分に関する事項	3 積立金の処分に関する事項	
	前期中期目標の期間の最終事業年度に	前期中期目標の期間の最終事業年度に	
	おいて、独立行政法人通則法第44条の	おいて、独立行政法人通則法第44条の	
	処理を行ってなお積立金があるときは、	処理を行ってなお積立金があるときは、	
	その額に相当する金額のうち厚生労働大	その額に相当する金額のうち厚生労働大	
	臣の承認を受けた金額について、 <u>自己収</u>	臣の承認を受けた金額について、 <u>独立行</u>	
	入財源で取得し、当期へ繰り越した固定	政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に	
	<u>資産の減価償却</u> に充てることとする。	<u>定める業務の財源</u> に充てることとする。	